Ⅰ　市　町　財　政　の　状　況

1　令和元年度の地方財政

（1）令和元年度地方財政計画の概要

①　令和元年度地方財政の姿

ア　歳入歳出総額見込額　　89 兆 5,930 億円（前年度 86 兆 8,973 億円）

イ　対前年度伸び率　　3.1％増（前年度 0.3％増）

〔参考：国の予算（当初ベース）〕

- 一般会計歳入歳出予算額　　101 兆 4,571 億円
- 対前年度伸び率　　3.8％増
- 一般歳出の伸び率　　4.0％増

ウ　一般財源比率（地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金等の合計額の歳入総額に占める割合）は、66.4％（前年度 66.9％）となった。（臨時財政対策債を含めた場合 70.0％（前年度 71.5％））

エ　地方債依存度は 10.5％（前年度 10.6％）（臨時財政対策債を除いた場合 6.9％（前年度 6.0％））

オ　令和元年度末の借入金残高は、193.7 兆円（前年度 196.0 兆円）の見込み。

②　地方交付税総額の確保

令和元年度の地方交付税は、16 兆 1,809 億円（対前年度 1,724 億円減、1.1％増）となった。

〔内　訳〕

地方交付税の法定率分等	15 兆 2,877 億円
一般会計における加算措置等	2,633 億円

③　必要な歳出の確保

幼児教育の無償化に係る財源の確保	
環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保	
防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策の推進	１兆 7,116 億円

④　地方財源不足見込額（４兆 4,101 億円）の補てん

〔折半対象以外の財源不足〕	４兆 4,101 億円
財源対策債の発行	7,900 億円
地方交付税の増額による補てん	3,633 億円
臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	３兆 2,568 億円
〔折半対象財源不足〕	0 億円
地方交付税の増額による補てん（臨時財政対策特例加算）	0 億円
臨時財政対策債の発行	0 億円

第１－１表　歳入歳出総括表（通常収支分）

（単位：億円、％）

区分		令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)＝(C)	増減率 (C)／(B)×100	平成30年度増減率
歳入	地方税	401,633	394,294	7,339	1.9	0.9
	地方譲与税	27,123	25,754	1,369	5.3	1.5
	地方特例交付金	4,340	1,544	2,796	181.1	16.3
	地方交付税	161,809	160,085	1,724	1.1	△ 2.0
	国庫支出金	147,174	136,512	10,662	7.8	0.8
	地方債	94,282	92,186	2,096	2.3	0.3
	うち臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3	△ 1.5
	うち財源対策債	7,900	7,900	0	0.0	0.0
	使用料及び手数料	16,083	16,091	△ 8	△ 0.0	△ 0.6
	雑収入	43,887	42,890	997	2.3	1.2
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 90	△ 77	△ 13	16.9	0
	全国防災事業一般財源充当分	△ 312	△ 306	△ 6	2.0	36.0
	計	895,930	868,973	26,957	3.1	0.3
	一般財源	627,072	621,159	5,913	1.0	0.1
	（水準超経費除く）	606,772	602,759	4,013	0.7	0.0
歳出	給与関係経費	203,307	203,144	163	0.1	△ 0.0
	退職手当以外	187,685	187,313	372	0.2	0.3
	退職手当	15,622	15,831	△ 209	△ 1.3	△ 3.9
	一般行政経費	384,197	370,522	13,675	3.7	1.3
	補助	214,845	202,356	12,489	6.2	2.3
	単独	141,804	140,614	1,190	0.8	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,848	15,052	△ 204	△ 1.4	△ 0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0	0.0
	重点課題対応分	2,700	2,500	200	8.0	0
	公債費	119,088	122,064	△ 2,976	△ 2.4	△ 3.0
	維持補修費	13,491	13,079	412	3.2	3.6
	投資的経費	130,153	116,180	13,973	12.0	2.3
	直轄・補助	69,077	58,104	10,973	18.9	1.5
	単独	61,076	58,076	3,000	5.2	3.2
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0	37.1
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	－	3,000	0.0	皆増
	公営企業繰出金	25,394	25,584	△ 190	△ 0.7	1.3
	企業債償還費普通会計負担分	15,383	15,846	△ 463	△ 2.9	△ 0.1
	その他	10,011	9,738	273	2.8	3.7
	不交付団体水準超経費	20,300	18,400	1,900	10.3	1.7
	計	895,930	868,973	26,957	3.1	0.3
	（水準超経費除く）	875,630	850,573	25,057	2.9	0.3
	地方一般歳出	741,159	712,663	28,496	4.0	0.9

第１－２表　地方財政計画の推移

（単位：億円、％）

区　分	地方財政計画		（参考）国の予算（当初）	
	歳入歳出総額見込額	対前年度伸率	一般会計予算額	対前年度伸率
昭和51年度	252,595	17.2	242,960	14.1
52	288,365	14.2	285,143	17.4
53	343,396	19.1	342,950	20.3
54	388,014	13.0	386,001	12.6
55	416,426	7.3	425,888	10.3
56	445,509	7.0	467,881	9.9
57	470,542	5.6	496,808	6.2
58	474,860	0.9	503,796	1.4
59	482,892	1.7	506,272	0.5
60	505,271	4.6	524,996	3.7
61	528,458	4.6	540,886	3.0
62	543,796	2.9	541,010	0.0
63	578,198	6.3	566,997	4.8
平成元年度	627,727	8.6	604,142	6.6
2	671,402	7.0	662,368	9.6
3	708,848	5.6	703,474	6.2
4	743,651	4.9	722,180	2.7
5	764,152	2.8	723,548	0.2
6	809,281	5.9	730,817	1.0
7	825,093	2.0	709,871	△ 2.9
8	852,848	3.4	751,049	5.8
9	870,596	2.1	773,900	3.0
10	870,964	0.0	776,692	0.4
11	885,316	1.6	818,601	5.4
12	889,300	0.5	849,871	3.8
13	893,071	0.4	826,524	△ 2.7
14	875,666	△ 1.9	812,300	△ 1.7
15	862,107	△ 1.5	817,891	0.7
16	846,669	△ 1.8	821,109	0.4
17	837,687	△ 1.1	821,829	0.1
18	831,508	△ 0.7	796,860	△ 3.0
19	831,261	△ 0.0	829,088	4.0
20	834,014	0.3	830,613	0.2
21	825,557	△ 1.0	885,480	6.6
22	821,268	△ 0.5	922,922	4.2
23	825,054	0.5	924,116	0.1
24	818,647	△ 0.8	903,339	△ 2.2
25	819,154	0.1	926,115	2.5
26	833,607	1.8	958,823	3.5
27	852,710	2.3	963,420	0.5
28	857,593	0.6	967,218	0.4
29	866,198	1.0	974,547	0.8
30	868,973	0.3	977,128	0.3
令和元年度	895,930	3.1	1,014,571	3.8

⑤　地方債計画

令和元年度の地方債計画は、総額12兆56億円となり、前年度に比べて3,600億円、3.1%の増となった。

このうち、特別分として計上している臨時財政対策債、財源対策債、退職手当債及び調整（不交付団体分）を除いた通常分は6兆7,844億円で、前年度に比べ1兆844億円増、16.0%の増となっている。

また、普通会計分の総額は9兆4,282億円で、前年度に比べて2,096億円、2.3%の増、公営企業会計分の総額は2兆5,774億円で、前年度に比べて1,504億円、6.2%の減となっている。

第１－３表　令和元年度地方債計画（総括表）

（単位：億円、%）

区　分	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100
普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
通常分	52,926	43,553	9,373	21.5
特別分	41,368	48,665	△ 7,297	△ 15.0
臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
退職手当債	800	800	0	0.0
調整（不交付団体）	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
総計	120,084	116,509	3,575	3.1
通常分	78,716	67,844	10,872	16.0
特別分	41,368	48,665	△ 7,297	△ 15.0

（２）令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応（令和元年 11 月８日閣議決定）

① 総額 1,316 億円

② 予備費使用に伴う投資的経費に係る地方負担について

ア 地方債の取扱い

予備費の使用に伴う地方負担額に係る対象事業債並びにいわゆる継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業の対象事業債の区分については、通常の事業債によるが、充当率は 100%とされた。

イ 地方交付税

予備費の使用に係る地方債（資金手当に係るものを除く。）に対する地方交付税措置は、同意等を得た額の範囲内において、次のとおり講じることとされた。

(ｱ) 直轄・補助事業として実施する災害復旧事業債の元利償還金については、その９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じて、その４７．５～８５．５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること

(ｲ) 災害関連事業の元利償還金については、その８０％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(ｳ) 災害廃棄物処理事業のうち、令和元年台風第１５号及び第１９号による災害に係る事業における災害対策債の元利償還金については、その９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の９５％を特別交付税により措置すること。それ以外の事業について、地方負担額の８０％を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の元利償還金の５７％を特別交付税により措置すること。

(ｴ) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における災害対策債の元利償還金については、その９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の９５％を特別交付税により措置すること。

(ｵ) 上記以外の地方債の地方交付税措置については、通常どおりの扱いとすること。

（３）令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応（令和２年２月 14 日閣議決定）

総額 1,040 億円

（４）令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応（令和２年３月 10 日閣議決定）

総額 2,272 億円

（５）令和元年度地方財政補正措置等（補正第１号）

① 国の補正予算（第１号）（令和元年 12 月 13 日閣議決定、令和２年１月 30 日成立）

② 補正後の一般会計予算規模は、104 兆 6,517 億円（補正額３兆 1,946 億円）

③ 歳入

租税及印紙収入	−23,150 億円
その他収入	1,881 億円
公債金	44,214 億円
前年度剰余金受入	9,001 億円

④ 歳出

災害からの復旧・復興と安心安全の確保	23,086 億円
経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援	9,173 億円
未来への投資と経済活力の維持・向上	10,071 億円
その他の経費	1,692 億円
地方交付税交付金	7,481 億円
既定経費の減額	−12,908 億円
地方交付税交付金の減額	−7,349 億円

注）各項目において単位未満を四捨五入

⑤ 地方財政措置等

ア 通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとされた。

(ｱ) 令和元年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分７，６５１億円の減については、平成３０年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分１，１５６億円の増を充てた上で、残余の６，４９６億円について全額を一般会計からの加算により措置することとし、令和元年度当初の地方交付税の総額を確保すること。また、災害等の状況にかんがみ、令和元年度の特別交付税の総額に９５０億円加算する。

(ｲ) この補正予算により令和元年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その１００％まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の５０％を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

(1) 補助災害復旧事業債の元利償還金については、その９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業並びに令和元年台風第１９号による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の元利償還金については、その９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(3) 災害廃棄物処理事業については、地方負担額の８０％を特別交付税により措置した上で、

残余について、災害対策債の元利償還金については、その元利償還金の５７％を特別交付税により措置すること。

(4)　一般単独災害復旧事業債の元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その４７．５％～８５．５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(5)　地方公営企業災害復旧事業債の元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大５０％までを特別交付税により措置すること。

(6)　令和元年台風第１９号への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の元利償還金については、その８０％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(7)　「ＧＩＧＡスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債の元利償還金については、その６０％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(ｳ)　この補正予算により令和元年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（４，２００億円）の一部により対応すること。

イ　東日本大震災分

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、令和元年度分の震災復興特別交付税の総額に５０４億円を加算したうえで措置する。

２　県内市町決算（普通会計）の状況

（令和２年９月 30 日記者発表資料）

令　和　元　年　度

県内市町決算見込み（普通会計）

及び健全化指標

作成年月日	令和２年９月 30 日
作 成 部 局	企画県民部企画財政局市町振興課

県内市町の令和元年度決算見込み（普通会計等）及び健全化指標等

１　決算収支

全体の傾向としては、実質収支は全団体で黒字を維持しているものの、扶助費等の社会保障関係経費の増による収支悪化等により、財政調整基金の取崩しが増（対前年＋70 億円）となったため、実質単年度収支は赤字になっている

（１）実質収支：240億円の黒字（対前年度比 ±0億円）

・昭和52年度以降、43年連続黒字

・全団体で黒字（前年同様）

・最大：姫路市（59.0億円）、最小：三木市（0.24億円）

（２）実質単年度収支：37億円の赤字（対前年度比▲94億円）

・18団体黒字（前年度22団体）、23団体赤字（前年度19団体）

・最大：尼崎市(43.2億円))、23団体赤字（最大：西宮市（▲50.4億円）

２　決算規模

令和元年度の県内市町（29 市 12 町）の決算規模は、前年度に比べ、歳入では、国庫支出金及び地方債の増加等により、952 億円の増（＋3.9%）、歳出では、扶助費及び普通建設事業費の増加等により、985 億円の増（＋4.1%）となった

歳入：２兆 5,684 億円（対前年度比＋952 億円、＋3.9%）
歳出：２兆 5,227 億円（対前年度比＋985 億円、＋4.1%）

３　歳入・歳出の状況等

（１）歳入決算の内訳（※　端数処理により、表内合計が一致しない場合がある（以下同じ））

（単位：億円、％）

区　分		令和元年度 a	構成比	平成30年度 b	構成比	増減額 c（a－b）	増減率（c÷b×100）
1	地方税	9,529	37.1	9,353	37.8	176	1.9
	うち市町村民税法人税割	530	2.1	524	2.1	6	1.2
	うち市町村民税所得割	3,522	13.7	3,433	13.9	89	2.6
	うち固定資産税	3,909	15.2	3,861	15.6	48	1.2
2	地方交付税等	4,001	15.6	4,088	16.5	▲ 87	▲ 2.1
	地方交付税	3,087	12.0	3,000	12.1	87	2.9
	臨時財政対策債	914	3.6	1,088	4.4	▲ 174	▲ 16.0
3	地方譲与税・交付金等	1,477	5.8	1,498	6.1	▲ 21	▲ 1.4
	うち地方譲与税	174	0.7	172	0.7	2	1.2
	うち地方消費税交付金	933	3.6	969	3.9	▲ 36	▲ 3.7
	うち株式等譲渡所得割交付金	32	0.1	43	0.2	▲ 11	▲ 25.6
4	国庫支出金	4,307	16.8	3,937	15.9	370	9.4
5	県支出金	1,582	6.2	1,462	5.9	120	8.2
6	地方債（臨財債除く）	1,689	6.6	1,395	5.6	294	21.1
7	その他	3,099	12.1	2,999	12.1	100	3.3
歳入合計		25,684	100.0	24,732	100.0	952	3.9
	一般財源（１～３）	15,007	58.4	14,939	60.4	68	0.5
	特定財源（４～７）	10,677	41.6	9,793	39.6	884	9.0

① **地方税** **9,529 億円（対前年度比＋176 億円、＋1.9%）**

・家屋の新増築等による固定資産税の増（＋48 億円）に加え、平成 29 年度に行われた教職員給与負担事務の県から神戸市への移譲に伴う税の平年度化等による市町村民税所得割の増（＋89 億円）等により増加

② **地方交付税等** **4,001 億円（対前年度比▲87 億円、▲2.1%）**

・固定資産税、市町村民税所得割の増等による基準財政収入額の増が、社会保障関係経費の増等に伴う基準財政需要額の増を上回ったこと等により減少

③ **地方譲与税・交付金等** **1,477 億円（対前年度比▲21 億円、▲1.4%）**

・自動車取得に係る税制改正による交付金の減（▲18 億円）等により減少

④ **国庫支出金** **4,307 億円（対前年度比＋370 億円、＋9.4%）**

・幼児教育・保育の無償化に係る子どものための教育・保育給付交付金を含む児童保護費等負担金の増（＋132 億円）、普通建設事業費支出金の増（＋100 億円）等により増加

⑤ **県支出金** **1,582 億円（対前年度比 ＋120 億円、＋8.2%）**

・幼児教育・保育の無償化に係る子どものための教育・保育給付交付金を含む児童保護費等負担金の増（＋55 億円）、障害者自立支援給付費負担金の増（＋17 億円）等により増加

⑥ **地方債（臨時財政対策債除く）** **1,689 億円（対前年度比 ＋294 億円、＋21.1%）**

・緊急防災・減災対策事業債の増（＋90 億円）、公共施設等適正管理推進事業債の増（＋79 億円）、学校教育施設整備事業債の増（＋76 億円）等により増加

（2）歳出決算の内訳

（単位：億円、%）

区　分	令和元年度 a	構成比	平成30年度 b	構成比	増減額 c（a－b）	増減率（c÷b×100）
1　義務的経費	13,492	53.5	13,229	54.6	263	2.0
人件費	4,495	17.8	4,474	18.5	21	0.5
扶助費	6,143	24.4	5,903	24.4	240	4.1
公債費	2,854	11.3	2,852	11.8	2	0.1
2　投資的経費	3,215	12.7	2,793	11.5	422	15.1
普通建設事業費	3,071	12.2	2,681	11.1	390	14.6
うち補助事業費	1,140	4.5	914	3.8	226	24.7
うち単独事業費	1,831	7.3	1,639	6.8	192	11.7
その他	100	0.4	127	0.5	▲ 27	▲ 21.3
災害復旧事業費	144	0.6	113	0.5	31	27.4
3　その他経費	8,520	33.8	8,220	33.9	300	3.7
歳出合計	25,227	100.0	24,242	100.0	985	4.1

① **義務的経費** **1兆3,492 億円（対前年度比＋263 億円、＋2.0%）**

・幼児教育・保育の無償化に伴う扶助費の増（＋240 億円）等により増加

② **投資的経費** **3,215 億円（対前年度比＋422 億円、＋15.1%）**

・庁舎整備事業、防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策事業の実施による普通建設事業費の増（＋390億円）、平成30年７月豪雨等に伴う災害復旧事業費の増（＋31億円）等により増加

③ **その他経費** **8,520 億円（対前年度比＋300 億円、＋3.7%）**

・プレミアム付き商品券事業の実施等による物件費の増（＋133億円）、減債基金への任意の積立て、ふるさと納税に係る基金への積立て等による積立金の増（＋81億円）等により増加

（３）基金残高　　4,833 億円（対前年度比＋40 億円、H30 末　4,793 億円）

・公共施設等の老朽化対策のため、積立を行ったこと等から、その他特定目的基金が増加（＋88 億円）

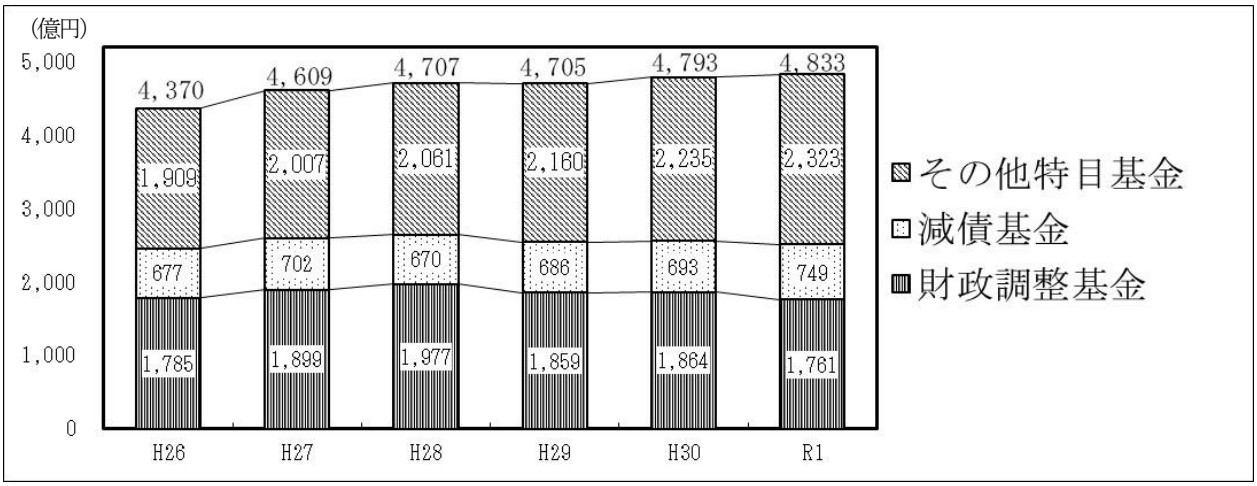

（４）地方債残高　　２兆 8,268 億円（対前年度比▲３億円、H30 末　２兆 8,271 億円）

・繰上償還の実施等により、償還額が起債額を上回ったため、全体で３億円減少

・ピークの平成 11 年度（４兆 503 億円）以降、引き続き減少

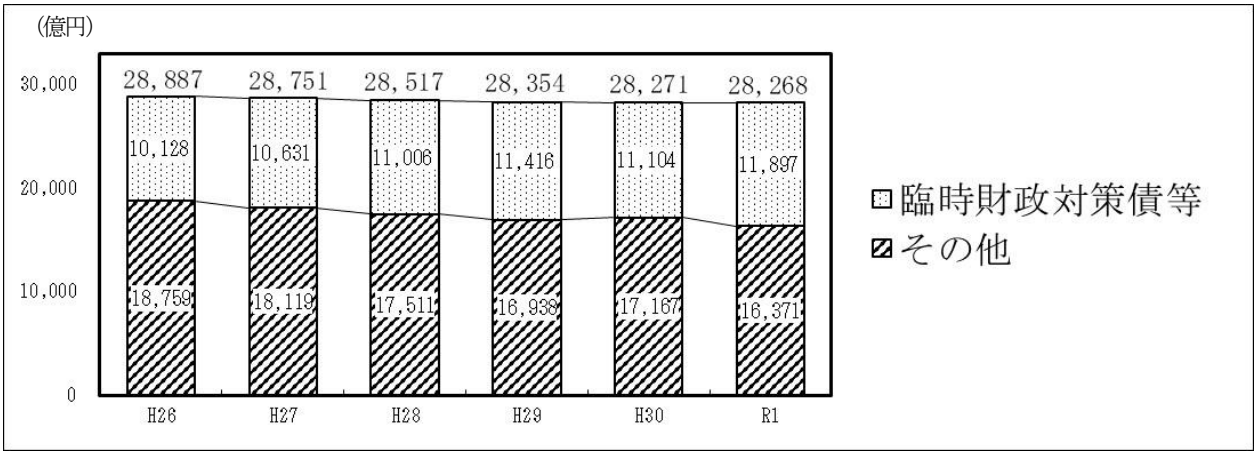

４　財政指標等

（１）経常収支比率　　95.2%（対前年度比＋0.7ﾎﾟｲﾝﾄ、H30　94.5%）

・地方税等の経常一般財源等は増加（＋67 億円）したものの、人件費、扶助費等の経常経費が増加（＋160 億円）したことから、経常収支比率は平均 95.2%となり、前年度から 0.7 ポイント悪化した

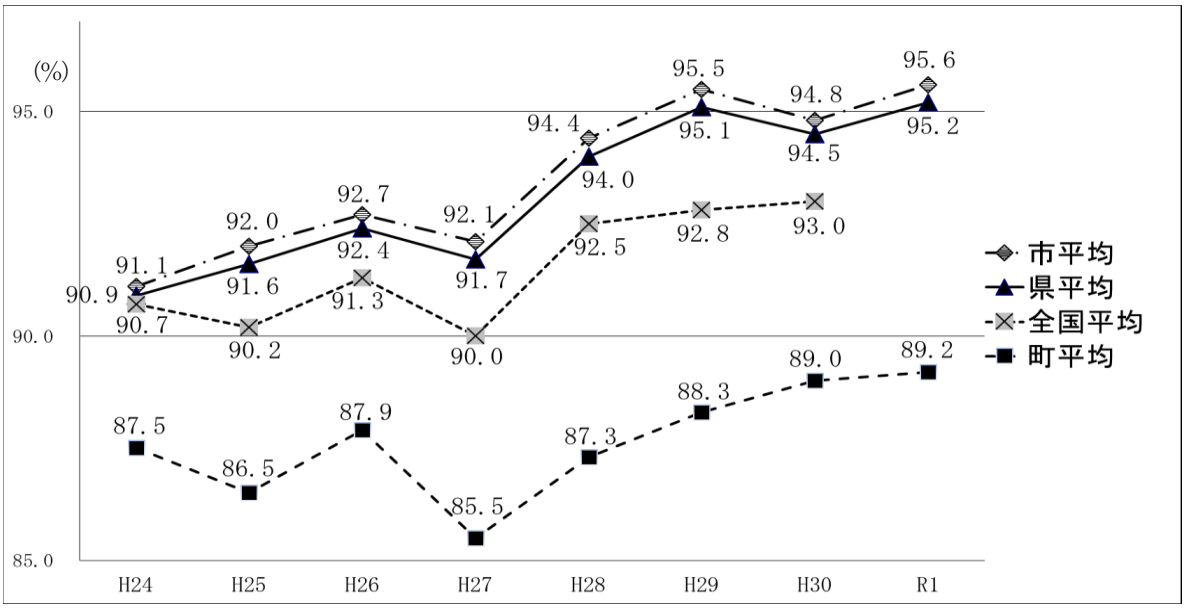

（2） 健全化判断比率【別紙１】

① 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

赤字団体はなし

以下の健全化判断比率は、令和元年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

② 実質公債費比率

・早期健全化基準（25%）以上の超過団体はなく、25団体で改善、13団体で悪化、３団体で据置

・全体の傾向として、公債費の縮減により、比率は逓減（対前年：▲0.6 ポイント）

・地方債許可団体（18%以上）は、上郡町のみ（繰上償還により公債費を縮減してきており、R2 年度決算では、18%を下回る見込み）

【実質公債費比率の高い団体の状況】 （単位：%）

団体名		R1年度 A	H30年度 B	増減 A－B	主な増減理由
1	上 郡 町	18.4	18.9	▲0.5	繰上償還の実施等による元利償還金の減（▲0.8億円）
2	丹波篠山市	17.2	18.8	▲1.6	清掃センター建設事業に係る地方債の償還終了等による元利償還金の減（▲14.5億円）
3	神 河 町	15.8	16.3	▲0.5	一部事務組合（中播北部行政事務組合）の起こした地方債に充てたと認められる負担金の減（▲1.3億円）

※ 実質公債費比率は３年平均であるため、「主な増減理由」はR1 年度と H28 年度の増減比較で記載

③ 将来負担比率

・早期健全化基準（350%）以上の超過団体はなく、28 団体で改善、13 団体で悪化

・全体の傾向として、公営企業債（下水道事業債等）に係る繰出見込額の減に加え、減債基金等の積立金の増により、比率は逓減（対前年：▲5.2 ポイント）

【将来負担比率の高い団体の状況】 （単位：%）

団体名		R1年度 A	H30年度 B	増減 A－B	主な増減理由
1	上 郡 町	179.6	189.1	▲9.5	下水道事業債償還財源への充当繰出見込額の減（▲4.6億円）
2	丹波篠山市	160.1	177.0	▲16.9	下水道事業債償還財源への充当繰出見込額の減（▲31.6億円）
3	淡 路 市	157.5	173.9	▲16.4	下水道事業債償還財源への充当繰出見込額の減（▲15.7億円）

（3）資金不足比率（算定式：資金不足額（流動負債－流動資産）/事業の規模）【別紙２】

・経営健全化基準（20%）以上の超過団体はなし。

・資金不足が生じているのは、６事業でその大半が病院事業（５事業）であり、昨年度より１事業（豊岡病院組合）増となった。

（4）県内市町のふるさと納税受入額と住民税控除額の状況【別紙３】

・各市町が地域の特色を活かした取組を行ったことで、県内市町の受入額は、対前年度比＋69.2%と全国平均（▲4.9%）を大幅に上回った。

（単位：百万円）

区分	R1年度 受入額①	対前年度比	R2年度 住民税控除額②	差引 ①－②	(参考)交付税措置後※
市	10,960	+73.4%	11,215	▲255	7,709
町	1,730	+46.7%	218	1,512	1,676
計	12,690	+69.2%	11,433	1,257	9,385

※ 交付税措置後は、Ｒ１年度住民税控除額②に対する交付税措置（75%）を考慮した額

６　病院事業（公営企業・地方独立行政法人）の決算状況（指定管理者制度により運営する病院を除く）【別紙４】

全体の傾向として、経常収益は令和元年度の診療報酬の改定等により、前年度より増加。経常費用についても、職員給与費の増加等により前年度より増加。その結果、全体の経常損益は前年度より悪化したが、特別利益や特別損失を勘案した純損益は前年度より改善

一方、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響により、入院・外来収益が共に大きく減少し、大幅な収支悪化が見込まれる

（１）経常収益

・経常収益は2,388億円で、前年度（2,324億円）に比べ、64億円増加（＋2.8%）
・医業収益は2,201億円で、前年度（2,142億円）に比べ、59億円増加（＋2.7%）
・入院収益は1,371億円で、前年度（1,345億円）に比べ、26億円増加（＋1.9%）
・外来収益は640億円で、前年度（615億円）に比べ、25億円増加（＋4.1%）

（２）経常費用

・入院収益は2,420億で、前年度（2,352億円）に比べ、68億円増加（＋2.9%）
・医業費用は2,286億円で、前年度（2,228億円）に比べ、58億円増加（＋2.6%）

（３）経常損益

・経常損益は31億円の赤字で、前年度（28億円の赤字）に比べ、3億円減少

（４）純損益

・経常収支に特別利益や特別損失を勘案した純損益は、21億円の赤字で、前年度（31億円の赤字）に比べ、10億円増加

＜県内市町立病院収支＞　　（単位：億円、%）

区　　分	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
経常収益	2,388	2,324	64	2.8
うち医業収益	2,201	2,142	59	2.7
うち入院収益	1,371	1,345	26	1.9
うち外来収益	640	615	25	4.1
経常費用	2,420	2,352	68	2.9
うち医業費用	2,286	2,228	58	2.6
経常損益	▲ 31	▲ 28	▲ 3	▲ 11.5
純 損 益	▲ 21	▲ 31	10	32.2

＜問い合わせ先＞
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政班　TEL：078-362-3096

【参考】令和元年度決算主要指標（普通会計）　市町別一覧表

（単位：百万円、％）

	団体名	歳入総額	増減率	歳出総額	増減率	実質収支	実質単年度収支	基金残高	増減率	うち財政調整基金	地方債現在高	増減率	経常収支比率	増減	標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）
1	神戸市	860,399	5.4	848,479	5.9	1,321	▲ 2,087	54,964	1.8	11,530	1,109,066	1.2	99.3	0.2	439,969
2	姫路市	220,368	5.8	210,601	6.0	5,902	754	52,292	▲ 1.3	14,315	200,716	0.9	87.3	0.8	120,088
3	尼崎市	202,365	2.2	201,613	2.2	322	4,315	28,606	14.2	6,955	232,254	▲ 5.3	97.4	0.9	100,574
4	明石市	106,790	▲ 3.3	106,023	▲ 3.1	686	▲ 499	14,169	▲ 3.4	9,053	119,352	▲ 0.8	94.5	0.1	60,155
5	西宮市	175,700	1.5	174,384	1.3	617	▲ 5,043	28,335	▲ 13.8	17,558	136,233	▲ 3.0	99.6	4.3	96,282
6	洲本市	25,945	3.4	25,603	3.7	272	▲ 122	5,896	13.0	2,557	30,629	▲ 6.1	93.5	3.6	12,816
7	芦屋市	41,763	▲ 5.7	40,248	▲ 6.8	867	584	13,051	2.7	7,368	50,532	▲ 4.0	96.3	▲ 6.6	23,430
8	伊丹市	76,414	7.5	75,400	7.8	770	▲ 158	17,426	1.1	5,858	59,448	1.5	94.8	0.5	41,330
9	相生市	13,321	5.0	12,979	5.9	288	▲ 250	2,775	▲ 6.9	1,617	13,529	▲ 3.5	99.4	0.7	8,013
10	豊岡市	48,714	3.5	47,194	4.9	1,267	169	20,216	▲ 0.7	5,003	51,722	▲ 4.9	93.4	2.9	27,557
11	加古川市	86,588	7.6	85,965	8.3	248	106	21,171	3.6	6,751	73,702	2.7	94.0	0.4	49,292
12	赤穂市	20,764	▲ 1.8	20,666	▲ 1.8	88	▲ 366	3,403	▲ 8.0	1,344	30,387	0.8	84.8	▲ 0.1	12,296
13	西脇市	20,601	8.2	20,541	9.0	38	▲ 705	10,177	▲ 3.3	5,153	20,141	0.6	92.9	3.2	11,572
14	宝塚市	79,404	3.8	78,313	3.6	499	▲ 86	10,026	0.1	5,408	72,956	1.2	96.9	1.1	44,106
15	三木市	31,938	3.9	31,796	4.4	24	▲ 101	5,980	▲ 6.7	2,672	38,265	▲ 1.3	94.2	2.2	18,601
16	高砂市	40,615	14.4	39,917	14.3	667	657	6,868	20.6	3,216	39,005	11.1	88.7	▲ 2.0	20,438
17	川西市	57,469	1.2	56,982	1.1	405	275	6,176	63.3	1,305	72,372	1.8	96.3	▲ 0.6	30,807
18	小野市	25,003	19.6	24,438	20.5	440	▲ 197	7,697	▲ 17.1	4,193	21,557	13.8	91.4	1.0	11,359
19	三田市	37,644	4.6	36,990	4.4	582	514	7,368	10.7	3,214	34,552	▲ 2.0	94.0	▲ 2.0	23,196
20	加西市	23,088	21.5	22,489	20.8	360	187	3,596	15.0	1,845	19,865	2.3	93.8	2.0	11,556
21	丹波篠山市	24,853	3.4	24,374	4.2	351	▲ 393	4,368	▲ 13.2	1,517	19,082	2.5	95.0	1.0	13,686
22	養父市	18,841	▲ 0.1	17,915	▲ 0.9	735	37	15,205	8.3	2,582	15,685	▲ 3.5	89.2	0.4	11,570
23	丹波市	37,420	▲ 6.8	35,709	▲ 5.6	1,215	373	15,347	8.3	5,472	37,129	▲ 0.9	89.4	2.4	21,204
24	南あわじ市	27,775	4.5	26,994	4.6	645	618	11,043	▲ 0.3	2,808	32,514	▲ 2.8	93.2	▲ 1.0	15,785
25	朝来市	22,839	8.1	22,035	7.5	639	▲ 1,187	9,751	1.9	3,187	22,121	▲ 8.5	89.9	0.5	12,622
26	淡路市	29,727	5.7	29,430	5.9	227	689	12,968	1.5	2,946	39,896	▲ 2.7	90.5	2.4	16,680
27	宍粟市	25,603	2.9	24,643	1.4	599	▲ 13	6,876	▲ 7.8	2,716	31,076	1.4	93.4	1.4	14,748
28	加東市	19,158	▲ 2.6	18,477	▲ 3.1	455	▲ 669	13,672	▲ 0.1	5,787	22,244	▲ 1.6	88.9	1.7	11,935
29	たつの市	36,325	▲ 0.9	35,290	▲ 1.4	719	▲ 830	19,344	▲ 2.5	6,101	39,319	2.1	88.0	0.6	20,835
30	猪名川町	11,674	16.1	11,448	18.4	207	▲ 219	4,254	▲ 5.8	1,745	8,157	7.2	89.9	0.7	6,677
31	多可町	11,719	▲ 12.9	11,535	▲ 13.6	141	190	6,484	1.7	2,923	14,615	▲ 5.6	91.4	0.1	7,502
32	稲美町	11,926	9.3	11,271	10.2	591	193	6,181	4.1	4,219	9,839	5.4	85.3	1.0	6,791
33	播磨町	12,200	▲ 8.7	11,069	▲ 13.4	610	▲ 431	6,329	▲ 11.2	2,864	9,267	1.3	94.7	1.4	6,811
34	市川町	5,928	▲ 15.1	5,870	▲ 15.1	53	▲ 105	1,374	▲ 3.2	641	6,265	▲ 1.0	88.7	0.8	3,572
35	福崎町	8,767	▲ 2.3	8,556	▲ 2.4	151	33	1,680	3.7	1,304	11,734	1.4	85.1	▲ 3.2	5,275
36	神河町	9,031	▲ 11.4	8,878	▲ 9.9	143	▲ 225	3,475	▲ 5.1	1,299	13,306	2.2	96.6	1.6	5,005
37	太子町	12,897	16.1	12,602	18.4	217	40	3,498	13.4	2,171	12,134	9.7	88.7	0.4	7,135
38	上郡町	8,020	9.1	7,981	10.2	37	▲ 65	820	▲ 3.9	456	9,474	▲ 0.0	98.2	▲ 1.1	4,793
39	佐用町	13,048	0.8	12,933	0.7	102	683	10,147	5.1	2,626	13,052	0.9	84.0	1.8	8,230
40	香美町	13,991	▲ 7.3	13,620	▲ 6.4	351	▲ 121	6,720	7.3	3,799	19,099	▲ 1.0	86.6	▲ 1.5	8,256
41	新温泉町	11,755	12.1	11,493	14.5	141	▲ 259	3,591	5.5	2,021	14,464	5.6	85.6	0.3	6,283
合計	市計（神戸市含）	2,437,434	4.1	2,395,488	4.3	21,249	▲ 3,428	428,768	0.8	150,033	2,685,347	▲ 0.1	95.6	0.8	1,302,501
	市計（神戸市除）	1,577,035	3.3	1,547,009	3.4	19,928	▲ 1,341	373,804	0.7	138,503	1,576,281	▲ 1.0	93.7	1.0	862,532
	町計	130,955	0.0	127,256	0.3	2,742	▲ 286	54,550	1.2	26,069	141,407	1.8	89.2	0.2	76,330
	県計（神戸市含）	2,568,389	3.9	2,522,744	4.1	23,991	▲ 3,714	483,318	0.8	176,102	2,826,754	▲ 0.0	95.2	0.7	1,378,831
	県計（神戸市除）	1,707,990	3.1	1,674,265	3.2	22,670	▲ 1,627	428,354	0.7	164,572	1,717,688	▲ 0.8	93.3	0.9	938,862

【参考】令和元年度決算主要指標（普通会計）　市町別一覧表

（単位：％）

	団体名	実質公債費比率	増減	将来負担比率	増減	徴収率								特別徴収実施率	増減	ラスパイレス指数（R1.4.1）	増減
						全税目（現繰計）	増減	個人住民税（現繰計）	増減	固定資産税（現繰計）	増減	個人住民税（現年）	増減				
1	神戸市	4.6	▲ 1.1	66.1	▲ 4.9	98.4	0.0	97.8	0.1	98.7	0.1	99.0	0.1	86.4	0.3	100.3	▲ 0.5
2	姫路市	3.2	▲ 0.4	▲4.7	▲2.1	97.1	0.4	96.4	0.4	96.8	0.5	98.9	0.1	88.1	0.3	101.3	▲ 0.2
3	尼崎市	12.1	▲ 0.8	67.6	▲ 20.6	96.8	0.6	94.4	0.9	97.4	0.5	98.3	0.3	84.6	0.4	99.0	0.1
4	明石市	3.0	0.2	25.5	▲ 2.6	96.8	0.5	96.5	0.4	96.4	0.6	99.1	0.1	88.5	0.4	100.1	▲ 0.3
5	西宮市	3.3	0.4	6.3	▲ 2.3	97.2	0.1	98.4	0.1	97.0	0.2	99.3	0.0	85.8	0.3	101.2	▲ 0.3
6	洲本市	14.8	▲ 0.3	95.9	▲ 20.9	96.4	0.8	97.4	1.2	95.2	0.9	99.4	▲ 0.1	87.2	0.5	99.1	▲ 0.7
7	芦屋市	11.0	0.4	85.5	▲ 11.5	96.7	0.2	95.2	0.3	98.6	0.0	99.4	▲ 0.2	84.3	0.3	102.0	0.0
8	伊丹市	5.9	▲ 0.7	▲39.1	▲9.5	98.6	0.3	97.7	0.4	99.1	0.3	99.0	▲ 0.2	87.6	0.7	99.9	▲ 0.3
9	相生市	14.0	0.0	91.5	▲ 11.9	97.2	0.0	95.7	0.1	97.8	0.0	98.7	▲ 0.1	87.0	0.3	99.0	▲ 0.1
10	豊岡市	13.3	1.0	74.5	▲ 0.3	94.7	0.4	95.6	0.5	93.1	0.4	98.9	0.0	90.1	0.7	95.3	▲ 0.2
11	加古川市	2.4	▲ 0.5	▲31.8	6.8	96.7	0.3	96.7	0.2	96.4	0.6	99.1	▲ 0.2	87.6	0.4	100.5	▲ 0.6
12	赤穂市	10.4	0.3	129.4	1.1	95.4	0.3	95.9	0.3	94.6	0.3	99.1	▲ 0.1	90.6	0.1	97.3	▲ 0.4
13	西脇市	8.9	0.2	▲ 3.7	▲ 5.7	96.7	0.9	96.4	0.7	96.4	1.4	99.2	▲ 0.1	86.2	0.5	98.5	▲ 0.9
14	宝塚市	3.6	▲ 0.1	22.6	0.5	96.1	0.7	96.5	0.6	95.6	0.9	99.2	0.0	84.4	0.3	101.1	2.7
15	三木市	3.1	▲ 0.2	40.0	▲ 1.5	96.6	0.1	96.2	0.2	96.3	0.2	98.8	▲ 0.2	87.9	0.5	99.7	▲ 0.4
16	高砂市	5.9	▲ 2.0	66.4	▲ 4.8	96.2	0.3	95.8	0.4	95.9	0.2	99.0	0.0	88.2	0.2	99.6	0.3
17	川西市	10.0	▲ 0.7	107.9	▲ 9.6	96.3	0.1	97.4	▲ 0.1	94.8	0.2	99.1	▲ 0.1	85.2	0.7	98.1	▲ 1.0
18	小野市	4.1	0.1	12.5	45.4	97.3	0.4	96.5	0.7	97.7	0.6	99.1	0.1	89.3	0.9	101.3	0.9
19	三田市	6.4	▲ 0.7	▲17.6	▲13.9	97.3	0.4	98.0	0.2	96.3	0.8	99.4	▲ 0.1	86.7	0.2	96.2	▲ 0.5
20	加西市	7.6	▲ 0.3	69.4	▲ 3.3	96.2	0.8	96.1	0.7	95.7	1.2	99.2	0.3	89.5	▲ 0.1	99.2	▲ 0.1
21	丹波篠山市	17.2	▲ 1.6	160.1	▲ 16.9	95.2	▲ 0.4	96.7	▲ 0.6	92.6	0.1	99.1	▲ 0.2	84.7	0.8	97.7	▲ 0.3
22	養父市	5.6	▲ 0.3	▲65.4	▲10.9	94.9	0.2	96.6	0.5	92.9	0.3	99.4	0.3	89.6	1.4	96.3	0.4
23	丹波市	6.1	▲ 0.6	▲1.5	▲15.3	95.8	0.0	97.3	0.0	94.1	0.0	99.3	0.0	85.0	0.5	97.1	0.0
24	南あわじ市	14.1	0.0	104.9	▲ 17.5	91.9	0.6	93.3	0.8	89.6	0.9	98.8	▲ 0.1	81.5	0.9	97.7	▲ 0.3
25	朝来市	10.8	0.6	▲5.9	▲18.3	94.8	0.1	94.5	0.3	94.4	0.1	98.7	0.2	88.3	0.1	97.2	▲ 0.3
26	淡路市	14.5	▲ 0.2	157.5	▲ 16.4	93.8	0.5	93.7	0.6	92.5	0.5	98.7	▲ 0.1	83.5	0.7	98.9	▲ 0.2
27	宍粟市	9.8	▲ 1.7	116.3	13.7	93.4	0.8	95.1	0.5	91.0	1.0	98.9	0.1	87.9	▲ 0.4	97.8	▲ 0.2
28	加東市	4.7	0.0	▲83.0	1.5	96.7	0.1	95.4	0.1	97.0	0.3	98.9	0.1	86.8	1.2	98.9	0.1
29	たつの市	11.0	▲ 0.8	16.8	1.4	94.9	0.6	96.1	0.8	93.0	0.8	99.1	0.2	88.9	0.2	99.4	0.3
30	猪名川町	2.9	0.7	▲ 75.7	6.9	94.5	0.5	97.1	0.4	90.7	0.8	99.3	▲ 0.1	85.8	1.2	99.8	▲ 0.3
31	多可町	15.5	▲ 1.7	30.5	▲ 12.5	97.1	0.3	97.5	0.4	96.3	0.2	99.4	0.0	89.8	▲ 0.3	98.5	0.1
32	稲美町	4.6	0.3	▲29.4	4.6	95.5	0.5	94.6	1.2	94.9	0.4	98.9	0.1	86.7	0.0	98.3	0.8
33	播磨町	0.0	0.1	▲114.3	16.1	97.2	0.4	95.8	0.5	97.6	0.6	98.9	▲ 0.2	87.8	0.1	99.8	0.3
34	市川町	9.6	▲ 1.0	94.6	5.5	92.4	▲ 0.3	94.7	▲ 0.3	89.7	▲ 0.3	98.8	▲ 0.1	88.3	1.2	97.7	▲ 0.1
35	福崎町	10.3	▲ 0.7	117.9	▲ 10.0	97.4	0.7	96.8	0.7	97.1	0.7	99.1	0.0	87.6	▲ 0.6	99.5	▲ 0.7
36	神河町	15.8	▲ 0.5	76.0	19.6	95.3	0.2	94.9	0.7	95.1	0.1	99.3	0.4	90.1	1.2	98.0	▲ 0.6
37	太子町	9.9	▲ 0.3	59.9	▲ 13.4	95.7	0.1	95.2	0.1	95.3	0.1	98.7	▲ 0.1	88.1	0.6	97.5	▲ 0.2
38	上郡町	18.4	▲ 0.5	179.6	▲ 9.5	96.8	0.6	96.8	0.2	96.8	0.7	99.0	▲ 0.2	89.1	0.9	96.8	▲ 0.3
39	佐用町	3.0	▲ 1.8	▲75.1	▲11.0	96.3	0.9	97.5	0.4	95.1	1.3	99.5	0.3	92.8	0.7	96.9	0.3
40	香美町	9.6	0.1	65.6	▲ 11.7	94.6	0.8	97.3	0.2	91.7	1.4	99.5	0.0	83.9	1.3	94.1	▲ 0.2
41	新温泉町	10.6	0.4	84.6	12.0	92.1	▲ 0.5	95.9	▲ 0.2	87.7	▲ 0.7	99.3	0.0	85.8	1.1	95.8	▲ 0.2
合計	市計（神戸市含）	6.1	▲ 0.6	42.5	▲ 5.5	97.3	0.3	97.0	0.3	97.0	0.3	99.0	0.0	86.6	0.4	99.7	－
	市計（神戸市除）	6.9	▲ 0.3	30.2	▲ 5.8	96.7	0.4	96.5	0.3	96.3	0.5	99.0	0.0	86.7	0.4	99.6	0.0
	町計	8.7	▲ 0.4	22.8	▲ 1.0	95.8	0.4	96.1	0.4	94.9	0.5	99.1	0.0	87.8	0.5	97.5	0.0
	県計（神戸市含）	6.3	▲ 0.6	41.5	▲ 5.2	97.2	0.3	96.9	0.2	96.9	0.3	99.0	0.0	86.7	0.4	99.6	－
	県計（神戸市除）	7.1	▲ 0.3	29.6	▲ 5.5	96.6	0.4	96.5	0.4	96.2	0.5	99.0	0.0	86.8	0.4	99.4	0.0

【別紙１】県内市町の健全化判断比率一覧

（単位：%）

市町名	実質赤字比率	（参考）早期健全化基準	連結実質赤字比率	（参考）早期健全化基準	実質公債費比率	順位	対前年度増減率（▲は改善）	将来負担比率	順位	対前年度増減率（▲は改善）
神戸市	―	11.25	―	16.25	4.6	11	▲ 1.1	66.1	23	▲ 4.9
姫路市	―	11.25	―	16.25	3.2	7	▲ 0.4	― （▲4.7）	1	― （▲2.1）
尼崎市	―	11.25	―	16.25	12.1	32	▲ 0.8	67.6	25	▲ 20.6
明石市	―	11.25	―	16.25	3.0	4	0.2	25.5	18	▲ 2.6
西宮市	―	11.25	―	16.25	3.3	8	0.4	6.3	14	▲ 2.3
洲本市	―	12.97	―	17.97	14.8	37	▲ 0.3	95.9	33	▲ 20.9
芦屋市	―	12.20	―	17.20	11.0	30	0.4	85.5	30	▲ 11.5
伊丹市	―	11.42	―	16.42	5.9	15	▲ 0.7	― （▲39.1）	1	― （▲9.5）
相生市	―	13.75	―	18.75	14.0	34	0.0	91.5	31	▲ 11.9
豊岡市	―	11.93	―	16.93	13.3	33	1.0	74.5	27	▲ 0.3
加古川市	―	11.26	―	16.26	2.4	2	▲ 0.5	― （▲31.8）	1	― （6.8）
赤穂市	―	13.02	―	18.02	10.4	27	0.3	129.4	38	1.1
西脇市	―	13.11	―	18.11	8.9	20	0.2	― （▲3.7）	1	― （▲5.7）
宝塚市	―	11.36	―	16.36	3.6	9	▲ 0.1	22.6	17	0.5
三木市	―	12.56	―	17.56	3.1	6	▲ 0.2	40.0	20	▲ 1.5
高砂市	―	12.46	―	17.46	5.9	15	▲ 2.0	66.4	24	▲ 4.8
川西市	―	11.77	―	16.77	10.0	25	▲ 0.7	107.9	35	▲ 9.6
小野市	―	13.13	―	18.13	4.1	10	0.1	12.5	15	45.4
三田市	―	12.21	―	17.21	6.4	18	▲ 0.7	― （▲17.6）	1	― （▲13.9）
加西市	―	13.11	―	18.11	7.6	19	▲ 0.3	69.4	26	▲ 3.3
丹波篠山市	―	12.88	―	17.88	17.2	40	▲ 1.6	160.1	40	▲ 16.9
養父市	―	13.11	―	18.11	5.6	14	▲ 0.3	― （▲65.4）	1	― （▲10.9）
丹波市	―	12.38	―	17.38	6.1	17	▲ 0.6	― （▲1.5）	1	― （▲15.3）
南あわじ市	―	12.72	―	17.72	14.1	35	0.0	104.9	34	▲ 17.5
朝来市	―	12.99	―	17.99	10.8	29	0.6	― （▲5.9）	1	― （▲18.3）
淡路市	―	12.67	―	17.67	14.5	36	▲ 0.2	157.5	39	▲ 16.4
宍粟市	―	12.80	―	17.80	9.8	23	▲ 1.7	116.3	36	13.7
加東市	―	13.06	―	18.06	4.7	13	0.0	― （▲83.0）	1	― （1.5）
たつの市	―	12.42	―	17.42	11.0	30	▲ 0.8	16.8	16	1.4
猪名川町	―	14.16	―	19.16	2.9	3	0.7	― （▲75.7）	1	― （6.9）
多可町	―	13.89	―	18.89	15.5	38	▲ 1.7	30.5	19	▲ 12.5
稲美町	―	14.12	―	19.12	4.6	11	0.3	― （▲29.4）	1	― （4.6）
播磨町	―	14.11	―	19.11	0.0	1	0.1	― （▲114.3）	1	― （16.1）
市川町	―	15.00	―	20.00	9.6	21	▲ 1.0	94.6	32	5.5
福崎町	―	14.83	―	19.83	10.3	26	▲ 0.7	117.9	37	▲ 10.0
神河町	―	15.00	―	20.00	15.8	39	▲ 0.5	76.0	28	19.6
太子町	―	14.00	―	19.00	9.9	24	▲ 0.3	59.9	21	▲ 13.4
上郡町	―	15.00	―	20.00	18.4	41	▲ 0.5	179.6	41	▲ 9.5
佐用町	―	13.69	―	18.69	3.0	4	▲ 1.8	― （▲75.1）	1	― （▲11.0）
香美町	―	13.69	―	18.69	9.6	21	0.1	65.6	22	▲ 11.7
新温泉町	―	14.32	―	19.32	10.6	28	0.4	84.6	29	12.0
市平均	―		―		6.1		▲ 0.6	42.5		▲ 5.5
市平均（神戸市除）	―		―		6.9		▲ 0.3	30.2		▲ 5.8
町平均	―		―		8.7		▲ 0.4	22.8		▲ 1.0
県平均	―		―		6.3		▲ 0.6	41.5		▲ 5.2
県平均（神戸市除）	―		―		7.1		▲ 0.3	29.6		▲ 5.5
					25団体で改善、13団体で悪化			28団体で改善、13団体で悪化		

注1　実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「－」で表示。
注2　将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「－」で表示。
（下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。）
注3　順位は、比率の低い順。
注4　平均は、加重平均による。

【別紙2】県内市町の資金不足比率の状況

事業	団体	R元年度		H30年度		備考
		資金不足額（百万円）	資金不足比率（%）	資金不足額（百万円）	資金不足比率（%）	
病院	西宮市	62	1.3	175	3.8	前年度に比べ入院収益は減少したが、一般会計からの補助金を受けて資金不足額は減少。
	宝塚市	1,504	13.5	1,214	12.0	医業収益の増収や一般会計からの補助金があったが、流動負債の増加による資金不足の増加もあり、資金不足比率は悪化。
	川西市	461	13.9	571	14.1	指定管理者制度の導入に伴い事業規模が減少したが、市からの繰入金の減少で資金不足額も減少し、結果的に資金不足比率が改善。
	加西市	498	10.8	312	6.5	医師の退職により入院患者が減少して医業収益が悪化し、資金不足比率が悪化。
	豊岡病院組合	246	1.3	0	－	経常収支は前年度より改善したが、患者数及び単価の減により入院収益が計画を下回り、資金不足が発生。
交通（自動車運送）	神戸市	1,718	17.5	1,824	18.3	車両工場の土地を売却したことによる現預金の増により資金不足比率が改善。

● 経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上

$$資金不足比率＝\frac{資金不足額(流動負債－流動資産－解消可能資金不足額)}{事業の規模}$$

【別紙3】県内市町別ふるさと納税受入額と住民税控除額の状況

（単位：千円）

No	市町名	R1年度 受入額①	R2年度住民税控除額		①－②	①－③
			②	うち交付税措置なし(25%)③		
1	神戸市	654,685	4,325,855	1,081,464	▲ 3,671,170	▲ 426,779
2	姫路市	24,738	812,487	203,122	▲ 787,749	▲ 178,384
3	尼崎市	35,025	659,437	164,859	▲ 624,412	▲ 129,834
4	明石市	281,108	514,903	128,726	▲ 233,795	152,382
5	西宮市	55,792	1,642,657	410,664	▲ 1,586,865	▲ 354,872
6	洲本市	2,400,638	49,641	12,410	2,350,997	2,388,228
7	芦屋市	34,310	595,023	595,023	▲ 560,713	▲ 560,713
8	伊丹市	44,186	310,448	77,612	▲ 266,262	▲ 33,426
9	相生市	27,837	25,634	6,409	2,203	21,428
10	豊岡市	689,833	48,624	12,156	641,209	677,677
11	加古川市	247,565	350,930	87,733	▲ 103,365	159,832
12	赤穂市	84,484	44,107	11,027	40,377	73,457
13	西脇市	370,346	35,712	8,928	334,634	361,418
14	宝塚市	189,543	718,251	179,563	▲ 528,708	9,980
15	三木市	403,260	88,807	22,202	314,453	381,058
16	高砂市	121,191	103,520	25,880	17,671	95,311
17	川西市	136,064	284,203	71,051	▲ 148,139	65,013
18	小野市	269,563	41,125	10,281	228,438	259,282
19	三田市	77,222	249,053	62,263	▲ 171,831	14,959
20	加西市	2,001,811	55,838	13,960	1,945,973	1,987,851
21	丹波篠山市	122,948	28,391	7,098	94,557	115,850
22	養父市	544,498	12,510	3,128	531,988	541,370
23	丹波市	202,536	30,062	7,516	172,474	195,020
24	南あわじ市	485,237	43,180	10,795	442,057	474,442
25	朝来市	539,054	12,957	3,239	526,097	535,815
26	淡路市	514,199	34,415	8,604	479,784	505,595
27	宍粟市	207,368	16,989	4,247	190,379	203,121
28	加東市	104,756	37,365	9,341	67,391	95,415
29	たつの市	89,720	42,889	10,722	46,831	78,998
30	猪名川町	40,486	49,273	12,318	▲ 8,787	28,168
31	多可町	81,407	11,867	2,967	69,540	78,440
32	稲美町	102,205	28,189	7,047	74,016	95,158
33	播磨町	280	40,886	10,222	▲ 40,606	▲ 9,942
34	市川町	321,221	5,142	1,286	316,079	319,935
35	福崎町	53,599	17,009	4,252	36,590	49,347
36	神河町	20,509	4,776	1,194	15,733	19,315
37	太子町	391,865	33,917	8,479	357,948	383,386
38	上郡町	246,952	8,466	2,117	238,486	244,835
39	佐用町	23,346	5,349	1,337	17,997	22,009
40	香美町	306,621	6,910	1,728	299,711	304,893
41	新温泉町	142,025	6,506	1,627	135,519	140,398
全市町計		12,690,033	11,433,303	3,304,597	1,256,730	9,385,436

※芦屋市は不交付団体であるため、③は×25%せずに算定

（再計）

区分	受入額①	控除額②	控除額③	①-②	①-③
県内市町	12,690,033	11,433,303	3,304,597	1,256,730	9,385,436
兵庫県	137,321	5,819,115	1,454,779	▲ 5,681,794	▲ 1,317,458
計	12,827,354	17,252,418	4,759,376	▲ 4,425,064	8,067,978

【別紙4】県内市町立病院の決算状況（指定管理者制度により運営する病院を除く）

（単位：百万円）

圏域		経常損益			うち 入院収益			うち 外来収益			純損益		
		R1	H30	増減 R1−H30	R1	H30	増減 R1−H30	R1	H30	増減 R1−H30	R1	H30	増減 R1−H30
神戸	神戸市立医療センター	▲ 312	33	▲ 345	42,069	40,996	1,072	21,227	20,263	964	▲ 352	▲ 1,632	1,279
阪神南	西宮市立中央病院	▲ 1,281	▲ 984	▲ 297	2,440	2,543	▲ 102	1,527	1,506	20	▲ 1,296	▲ 392	▲ 905
	市立芦屋病院	▲ 43	▲ 149	106	3,141	3,169	▲ 29	1,102	1,084	18	▲ 61	▲ 173	112
阪神北	市立伊丹病院	114	407	▲ 293	7,594	7,686	▲ 92	3,380	3,347	32	147	407	▲ 260
	宝塚市立病院	▲ 446	▲ 582	135	6,720	6,156	564	3,789	3,282	507	▲ 51	▲ 590	538
	三田市民病院	▲ 62	55	▲ 117	5,255	5,388	▲ 134	1,930	1,875	54	26	140	▲ 114
東播磨	明石市立市民病院	145	172	▲ 28	5,183	4,785	398	2,270	2,328	▲ 58	132	166	▲ 34
	加古川市民病院	1,828	2,170	▲ 342	15,762	15,482	280	7,020	6,417	603	1,800	2,158	▲ 358
	高砂市民病院	▲ 479	▲ 591	111	2,318	2,185	133	1,432	1,560	▲ 128	1	52	▲ 51
北播磨	市立西脇病院	9	96	▲ 87	5,352	5,395	▲ 44	1,640	1,679	▲ 39	2	89	▲ 87
	市立加西病院	▲ 415	▲ 355	▲ 60	2,941	3,081	▲ 140	1,192	1,226	▲ 34	▲ 417	▲ 359	▲ 58
	加東市民病院	▲ 94	▲ 50	▲ 44	1,338	1,335	3	374	384	▲ 10	▲ 64	125	▲ 189
	北播磨総合医療センター	▲ 143	338	▲ 481	10,390	10,687	▲ 297	4,091	3,870	221	▲ 157	208	▲ 365
中播磨	神崎総合病院	▲ 37	▲ 4	▲ 33	1,430	1,398	33	854	864	▲ 10	▲ 294	▲ 4	▲ 290
西播磨	相生市民病院	▲ 11	▲ 30	19	282	241	41	256	244	12	▲ 11	▲ 30	19
	赤穂市民病院	▲ 809	▲ 1,256	447	4,964	4,660	304	2,316	2,236	80	▲ 812	▲ 1,258	446
	宍粟総合病院	38	▲ 146	184	2,196	1,947	249	1,218	1,170	48	38	▲ 146	184
	たつの市民病院	64	113	▲ 49	1,193	1,162	30	340	353	▲ 13	302	113	188
但馬	公立香住病院	31	▲ 47	78	280	286	▲ 7	376	383	▲ 7	29	▲ 52	81
	公立浜坂病院	▲ 182	▲ 188	5	345	379	▲ 33	161	178	▲ 17	▲ 5	84	▲ 89
	公立豊岡病院組合	▲ 630	▲ 1,069	439	11,457	11,328	130	5,825	5,546	279	▲ 630	▲ 1,256	626
	公立八鹿病院組合	▲ 431	▲ 758	327	4,424	4,199	224	1,711	1,686	26	▲ 432	▲ 760	328
県計		▲ 3,148	▲ 2,824	▲ 324	137,073	134,488	2,584	64,028	61,480	2,548	▲ 2,108	▲ 3,109	1,001
県平均		▲ 143	▲ 128	▲ 15	6,231	6,113	117	2,910	2,795	116	▲ 96	▲ 141	46

◇財政・健全化判断比率用語集

１　財政関係

形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額
実質収支	形式収支から、翌年度へ繰り越した事業の財源として収入済みの歳入額を控除した、実質的な決算。地方公共団体の黒字（赤字）は、これにより判断される。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度までの決算剰余金）を差し引いた、当該年度だけの収支額
実質単年度収支	単年度収支に含まれる実質的な黒字要素である財政基金積立金や赤字要素である財政基金取崩額を控除した額
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額
経常収支比率	県税、普通交付税などの経常的な一般財源収入のうち、人件費や施設維持費などの経常的経費に充当された一般財源の割合。数値が低いほど財政の弾力性が高いことを示す。 〇経常経費充当一般財源／経常一般財源総額
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を１つの会計としてまとめたもの
公営事業会計	公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計
一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの
特別会計	一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処置するための会計
臨時財政対策債	地方一般財源の不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債（地方公共団体が借入れ、後年度の償還費について全額地方交付税に算入される。）

２　健全化判断比率関係

実質赤字比率	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は標準財政規模に応じて 11.25％～15.0％、財政再生基準は 20％である。 ○一般会計等の実質赤字額／標準財政規模
連結実質赤字比率	全会計における実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は標準財政規模に応じて 16.25％～20.0％、財政再生基準は 30％である。 ○｛(Ａ＋Ｂ)－(Ｃ＋Ｄ)｝／標準財政規模 Ａ＝一般会計等のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 Ｂ＝公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額 Ｃ＝一般会計等のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 Ｄ＝公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額
実質公債費比率	公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられるもの。18％以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。また、早期健全化基準は 25％、財政再生基準は 35％である。 ○｛(Ａ＋Ｂ＋Ｃ)－(Ｄ＋Ｅ)｝／(Ｆ－Ｅ)の３か年平均 Ａ＝当該年度の元利償還額（繰上償還分は除く） Ｂ＝準元利償還金（公営企業への繰入金、債務負担行為のうち公債費に準ずるもの等） Ｃ＝減債基金積立不足に対する加算(※) Ｄ＝元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源 Ｅ＝　〃　に対する基準財政需要額算入分 Ｆ＝標準財政規模（含む、臨時財政対策債発行可能額） (※)減債基金積立不足に対する加算 ａ×（１－ｂ／ｃ） ａ＝満期到来時における実質償還額（満期一括償還地方債） ｂ＝前年度末減債基金残高 ｃ＝前年度末あるべき減債基金残高
将来負担比率	一般会計等が将来負担することが見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は 350％である。 ○｛(Ａ)－(充当可能基金等＋交付税算入見込額)｝ ／(標準財政規模－交付税算入額) ※Ａ(将来負担額)の内容 ①　一般会計等の地方債現在高 ②　債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるもののみ) ③　一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てるための繰出見込額 ④　加入する組合等における地方債の元金償還に必要な負担見込額 ⑤　一般会計等が負担する退職手当支給予定額 ⑥　設立した法人の負債の額等、その者のために債務を負担している場合の負担見込額（公社、第３セクター等の損失補償額等及び制度融資等の損失補償額） ⑦　連結実質赤字額 ⑧　組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込額
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率資金不足額 ○(Ａ)／事業の規模 ※Ａ資金不足額の内容 ①　法適用企業 (流動負債＋資金手当債等残高－流動資産)－解消可能資金不足額(※※) ②　法非適用企業 実質赤字額＋資金手当債等残高－解消可能資金不足額(※※) ※※解消可能資金不足額 事業の性質上、一定の期間、構造的に資金不足が発生する場合に、資金不足額から控除する一定の額

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

○ 基　準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、（１）実質赤字比率、（２）連結実質赤字比率、（３）実質公債費比率、（４）将来負担比率の４つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その１つでも別表１「早期健全化基準（α値）」、「財政再生基準（β値）」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表２「経営健全化基準（γ値）」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成 19 年度決算から算定・公表され、平成 20 年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

（別表１）

	早期健全化基準（α値）		財政再生基準（β値）	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	8.75%	30.0% （20、21 年度は 40.0% 22 年度は 35.0%）	15.0% （20、21 年度は 25.0% 22 年度は 20.0%）
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0%（都道府県・政令市）	―	―

（別表２）

	経営健全化基準（γ値）
資金不足比率	20.0%

○ 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋ （支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
　イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
　ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
　ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
　ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率（３ヵ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ　満期一括償還地方債について、償還期間を３０年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額

ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ　組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ　一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元金償還金・準元金償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ　連結実質赤字額

ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。
なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模　：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課

「令和元年度　兵庫県内の市町財政の状況」

(1)　経常収支比率の状況

【資料１】　令和元年度兵庫県内各市町の経常収支比率（単年度）の状況<地図>　1

【資料２】　経常収支比率（単年度）の対前年度比較　2

(2)　実質公債費比率の状況

【資料３】　令和元年度兵庫県内各市町の実質公債費比率の状況<地図>　3

【資料４】　実質公債費比率の対前年度比較　4

(3)　将来負担比率の状況

【資料５】　令和元年度兵庫県内各市町の将来負担比率の状況<地図>　5

【資料６】　将来負担比率の対前年度比較　6

(4)　税徴収率の状況

【資料７】　令和元年度兵庫県内各市町の徴収率（個人住民税）の状況<地図>　7

【資料８】　徴収率（個人住民税）の対前年度比較　8

【資料９】　令和元年度兵庫県内各市町の徴収率（固定資産税）の状況<地図>　9

【資料 10】　徴収率（固定資産税）の対前年度比較　10

【資料 11】　令和元年度兵庫県内各市町の特別徴収実施率の状況<地図>　11

【資料 12】　特別徴収実施率の対前年度比較　12

※　参考

【参考資料①】　令和２年兵庫県内各市町のラスパイレス指数の状況<地図>　13

【参考資料②】　ラスパイレス指数の対前年度比較　14

令和元年度兵庫県内各市町の経常収支比率（単年度）の状況

○令和元年度の経常収支比率の県内市町平均は95.2%（H30全国平均は93.0%）。
○経常収支比率が最も高い団体は、市では西宮市（99.6%）、町では上郡町（98.2%）。
○経常収支比率が最も低い団体は、市では赤穂市（84.8%）、町では佐用町（84.0%）。

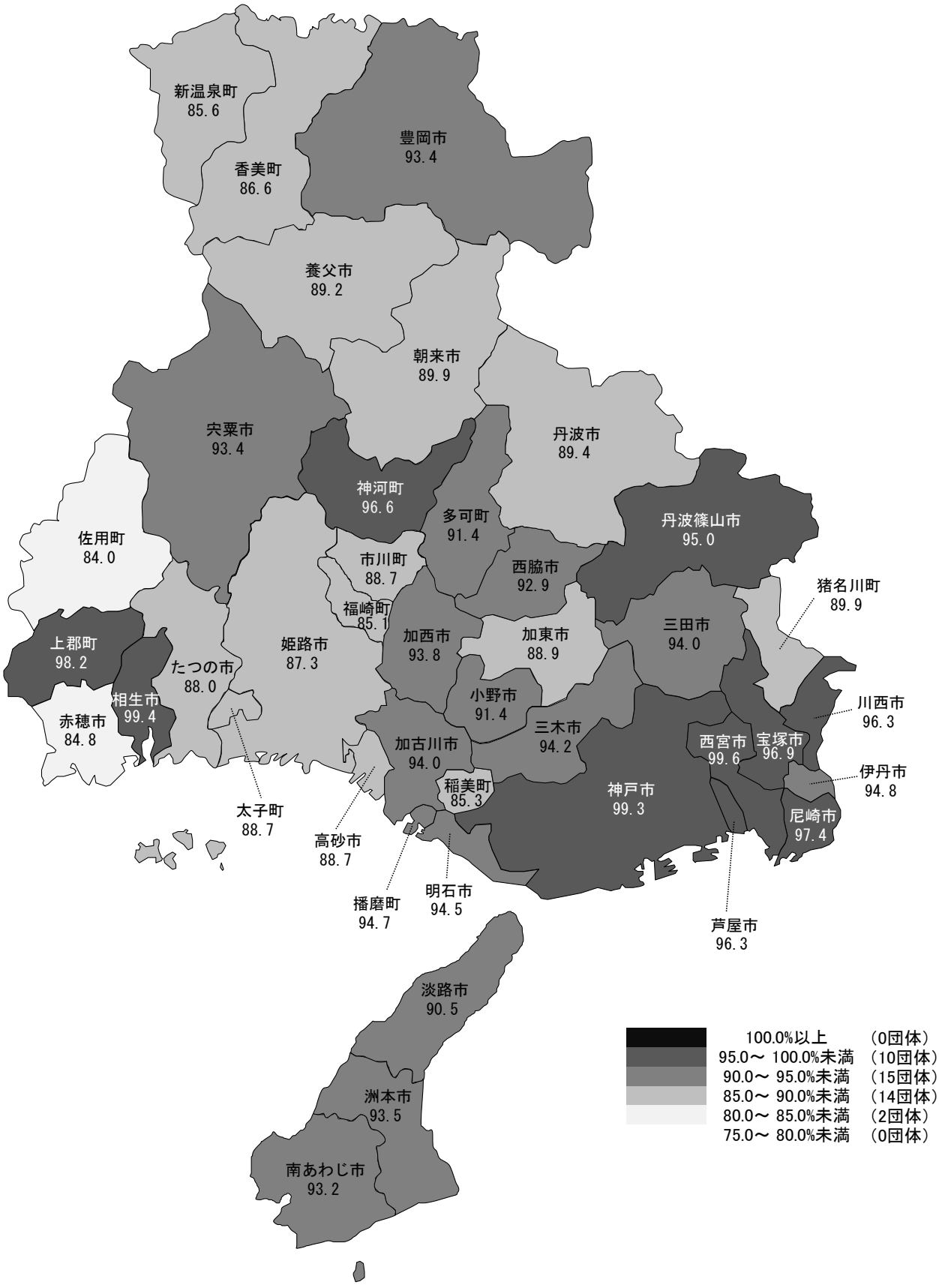

【資料2】

経常収支比率の対前年度比較

■前年度から比率が増加したのは32団体、比率が減少したのは9団体。
■最も減少したのは、市では芦屋市（▲6.6）、町では福崎町（▲3.2）。
■最も増加したのは、市では西宮市（+4.3）、町では神河町（+1.6）。

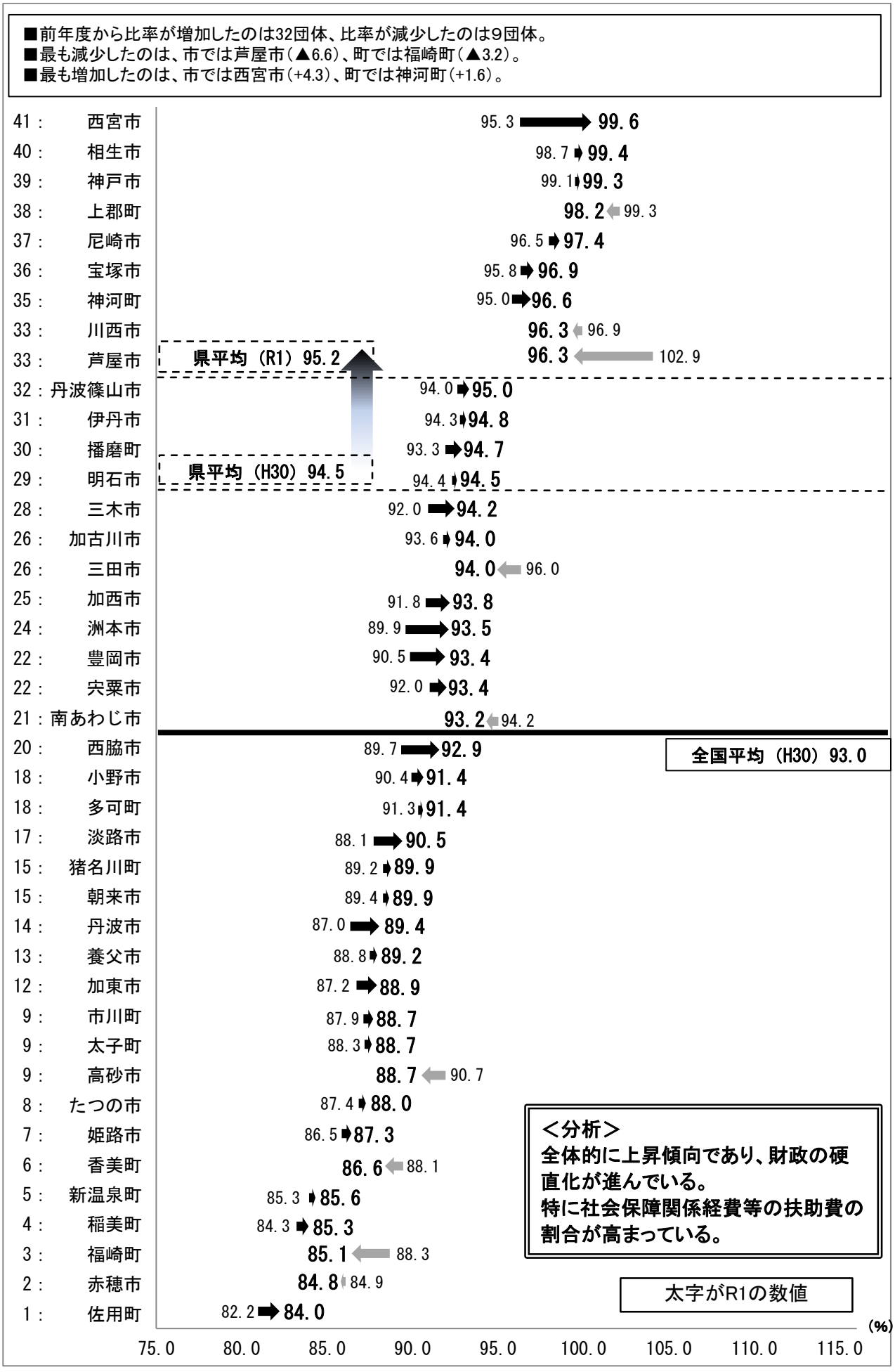

令和元年度兵庫県内市町の実質公債費比率の状況

○令和元年度の実質公債費比率の県内市町平均は6.3%(H30全国平均は6.1%)。
○実質公債費比率が25%以上※1の団体はないが、18%以上※2の団体は、上郡町(18.4%)の1団体。
○実質公債費比率が18%未満※3の団体は、40市町となった(丹波篠山市がR1から18%を下回った)。

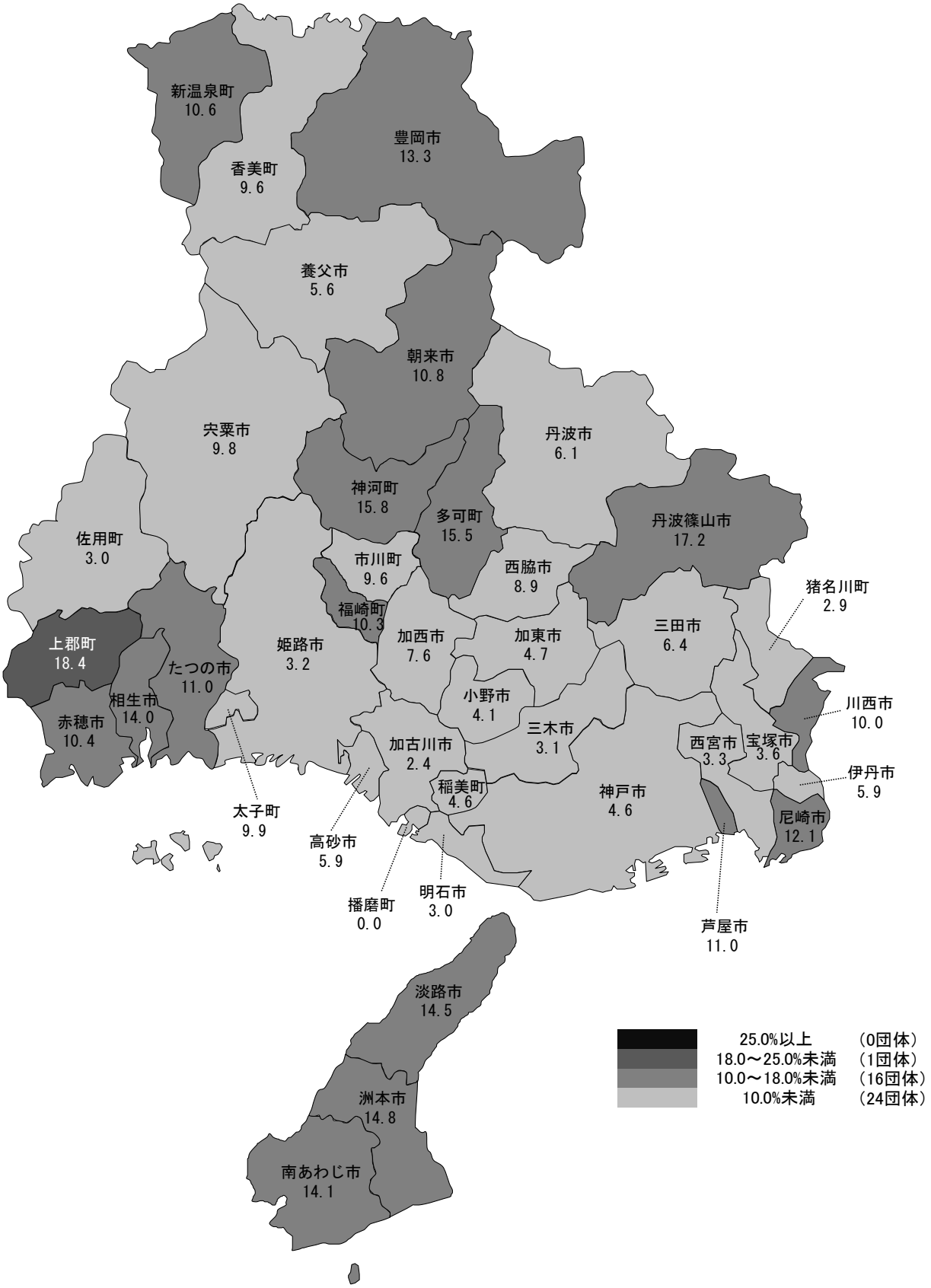

※1 実質公債費比率が25%以上35%未満の地方公共団体は、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、その内容及び実施状況に応じて起債が許可される。
※2 実質公債費比率が18%以上25%未満の地方公共団体は、公債費負担適正化計画の内容および実施状況に応じ、起債が許可される。
※3 実質公債費比率が18%未満(実質赤字額・連結実質赤字比率が0、将来負担比率350%以下等)の地方公共団体は、民間等資金の起債にあたり、原則として協議が不要となり、事前届出となる。

実質公債費比率の対前年度比較

■前年度から比率が減少したのは25団体、比率が増加したのは13団体、3団体が増減なし。
■最も減少したのは、市では高砂市（▲2.0）、町では佐用町（▲1.8）。
■最も増加したのは、市では豊岡市（+1.0）、町では猪名川町（+0.7）。

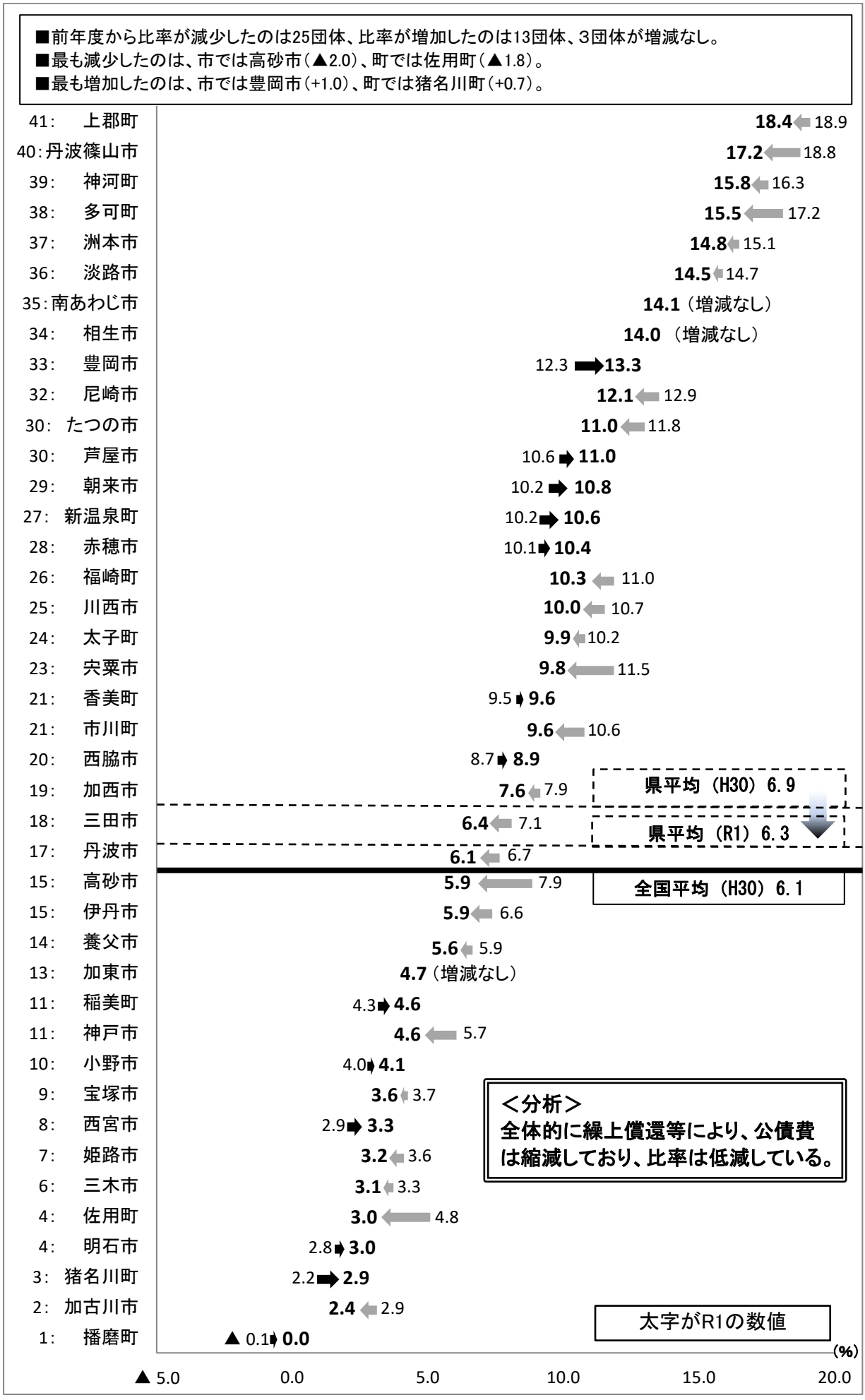

(3) 将来負担比率の状況 【資料5】

令和元年度兵庫県内各市町の将来負担比率の状況

○令和元年度将来負担比率の県内市町平均は41.5%(H30全国平均は28.9%)。
○将来負担比率が350%以上(早期健全化団体)※1の団体はない。0.0%未満の団体は加東市、播磨町など13市町。

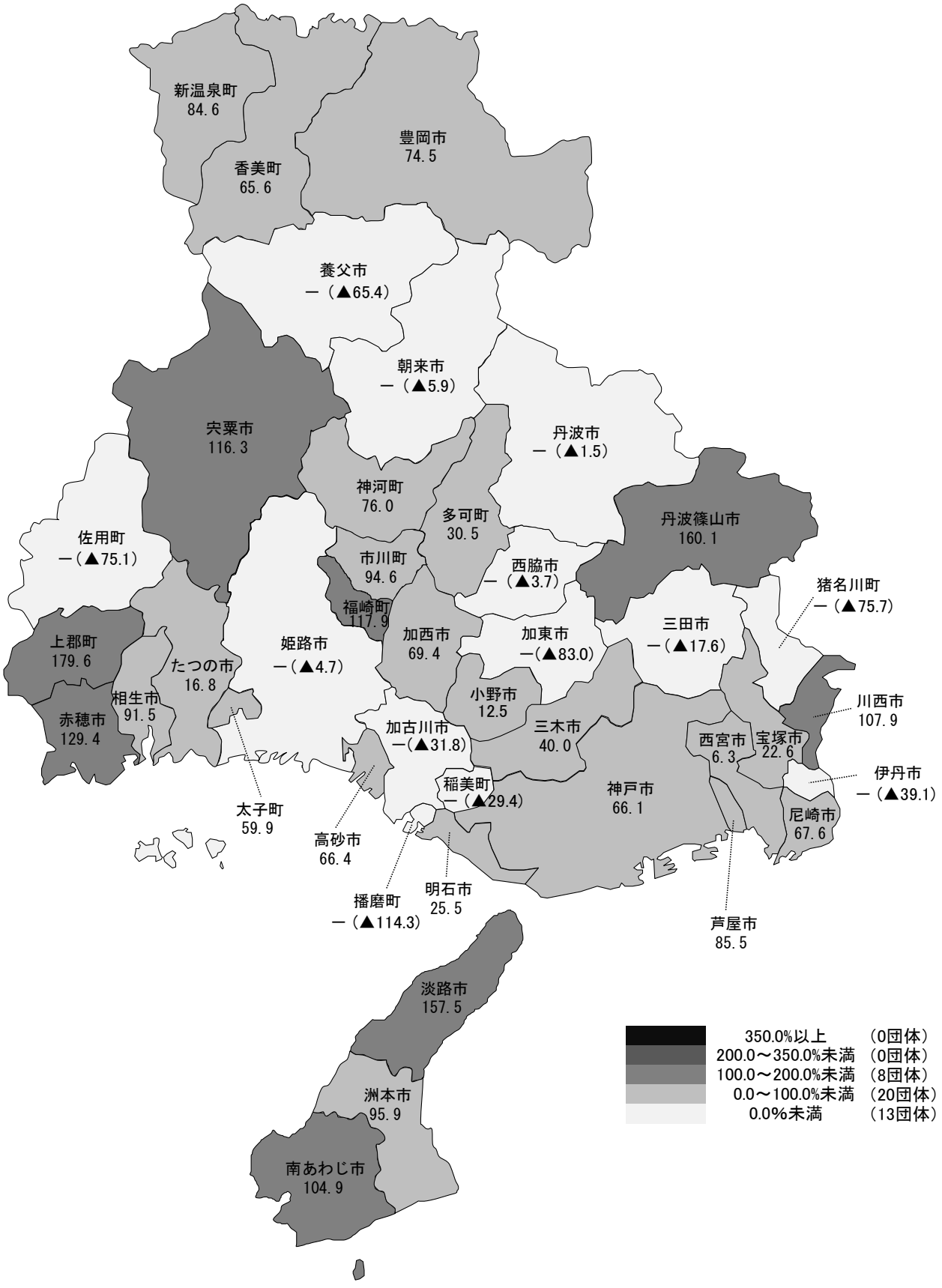

※1 将来負担比率が350%以上(政令市においては400%以上)の地方公共団体は、早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければならない。
※2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「ー」で表示。
(括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)

将来負担比率の対前年度比較

【資料6】

■前年度から比率が減少したのは23団体、比率が増加したのは8団体。
■最も減少したのは、市では洲本市（▲20.9）、町では太子町（▲13.4）。
■最も増加したのは、市では小野市（+45.4）、町では神河町（+19.6）。

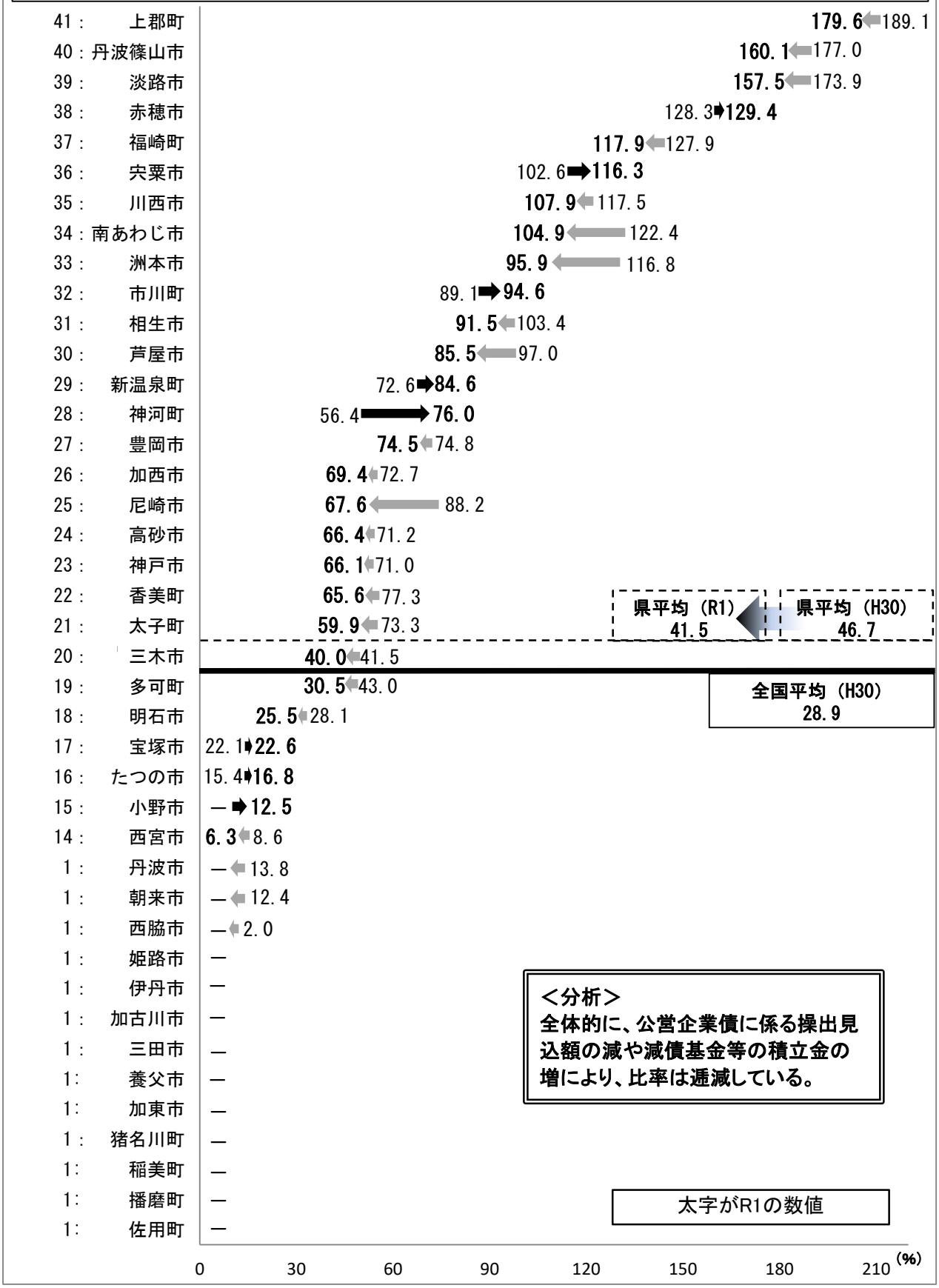

＜分析＞
全体的に、公営企業債に係る操出見込額の減や減債基金等の積立金の増により、比率は逓減している。

太字がR1の数値

令和元年度兵庫県内各市町の徴収率（個人住民税）の状況

○徴収率の県平均は96.9%（H30県平均96.7%）
○徴収率が最も高い団体は、市では西宮市（98.4%）、町では多可町、佐用町（97.5%）
○徴収率が最も低い団体は、市では南あわじ市（93.3%）、町では稲美町（94.6%）

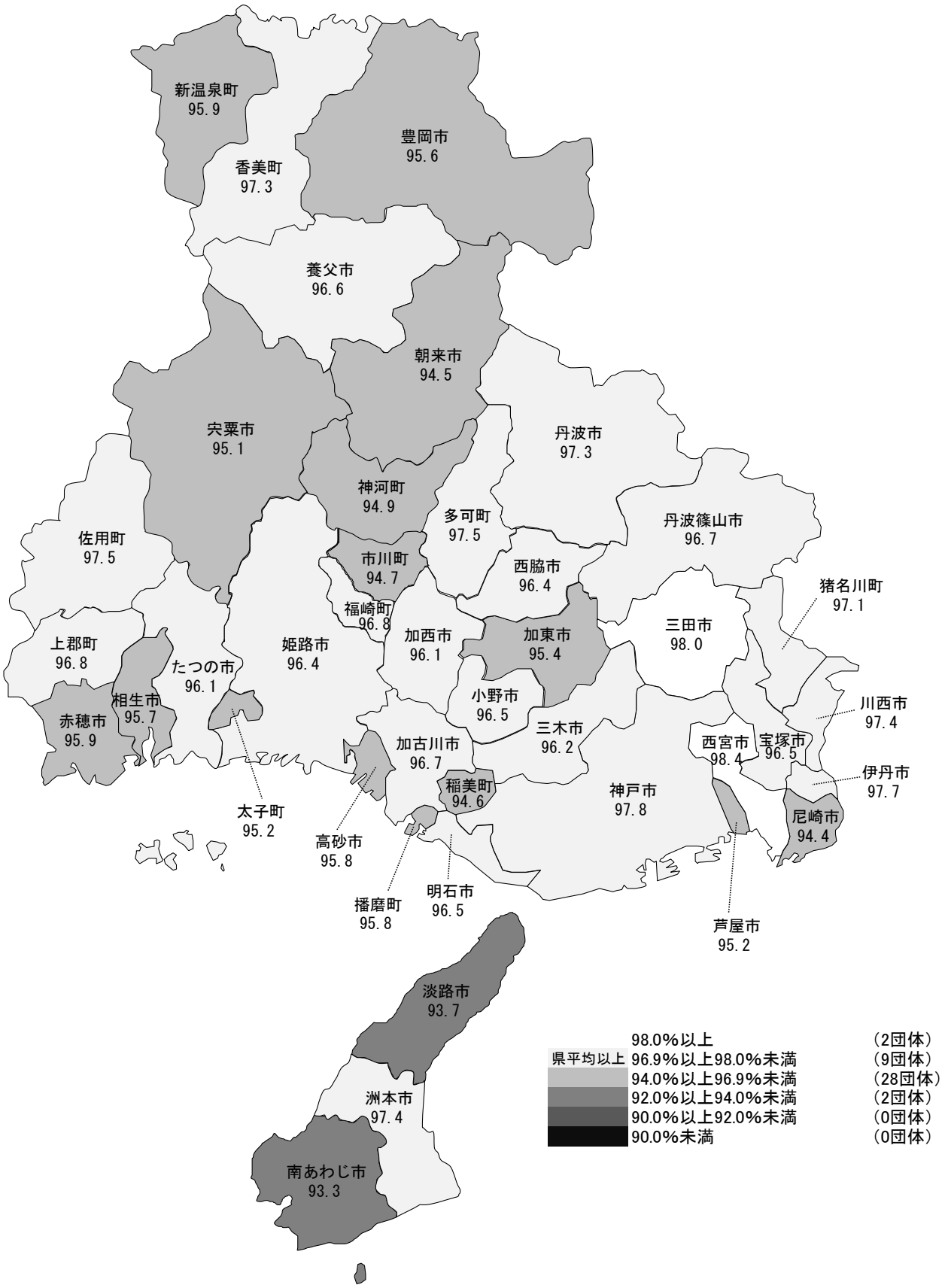

【資料8】

徴収率（個人住民税）の対前年度比較

■前年度から徴収率が減少したのは４団体、増加したのは36団体。
■最も増加したのは洲本市、稲美町（1.2%）最も減少したのは丹波篠山市（▲0.6%）

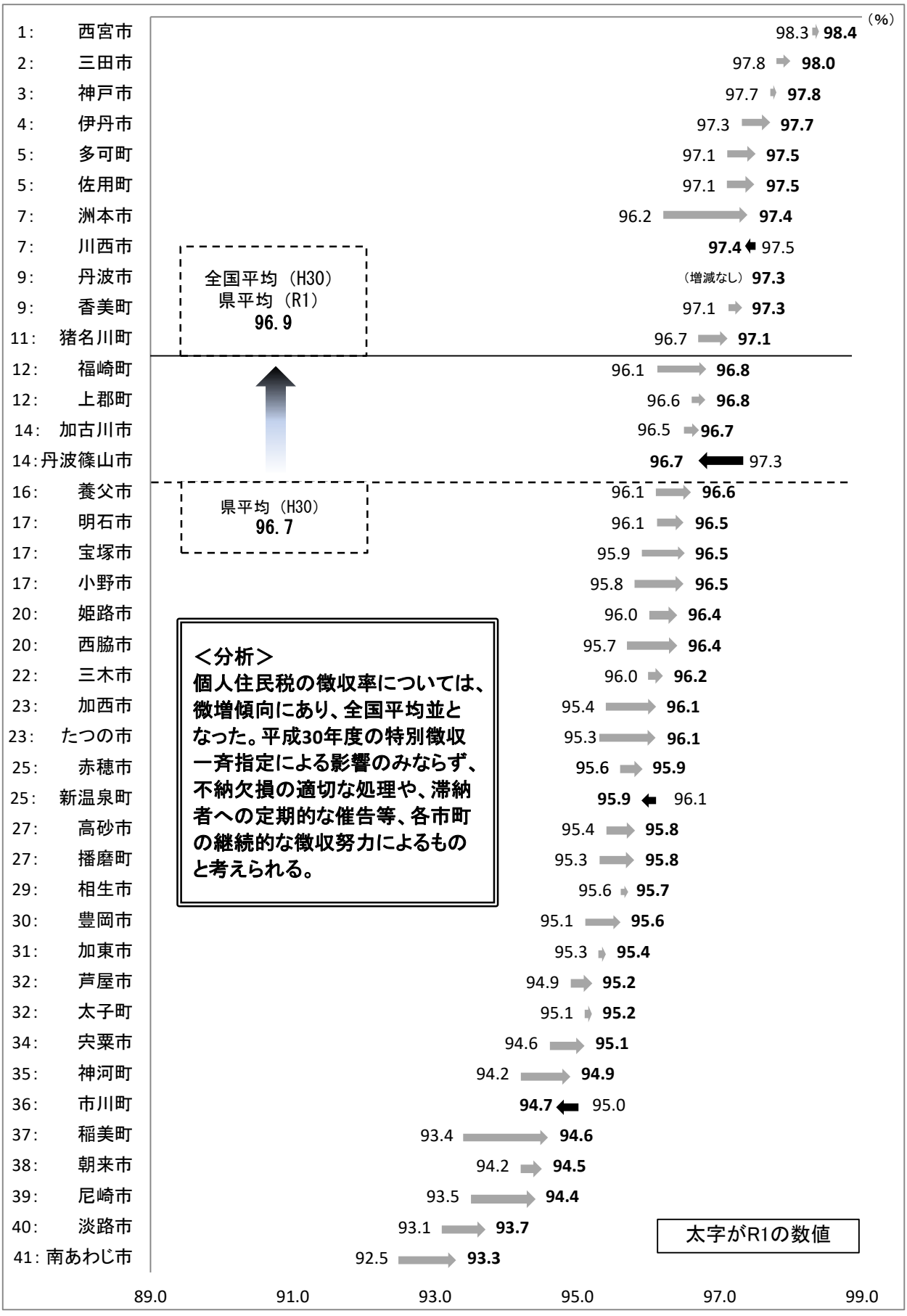

令和元年度兵庫県内各市町の徴収率（固定資産税）の状況

○徴収率の県平均は96.9%（H30県平均96.6%）
○徴収率が最も高い団体は、市では伊丹市（99.1%）、町では播磨町（97.6%）
○徴収率が最も低い団体は、市では南あわじ市（89.6%）、町では新温泉町（87.7%）

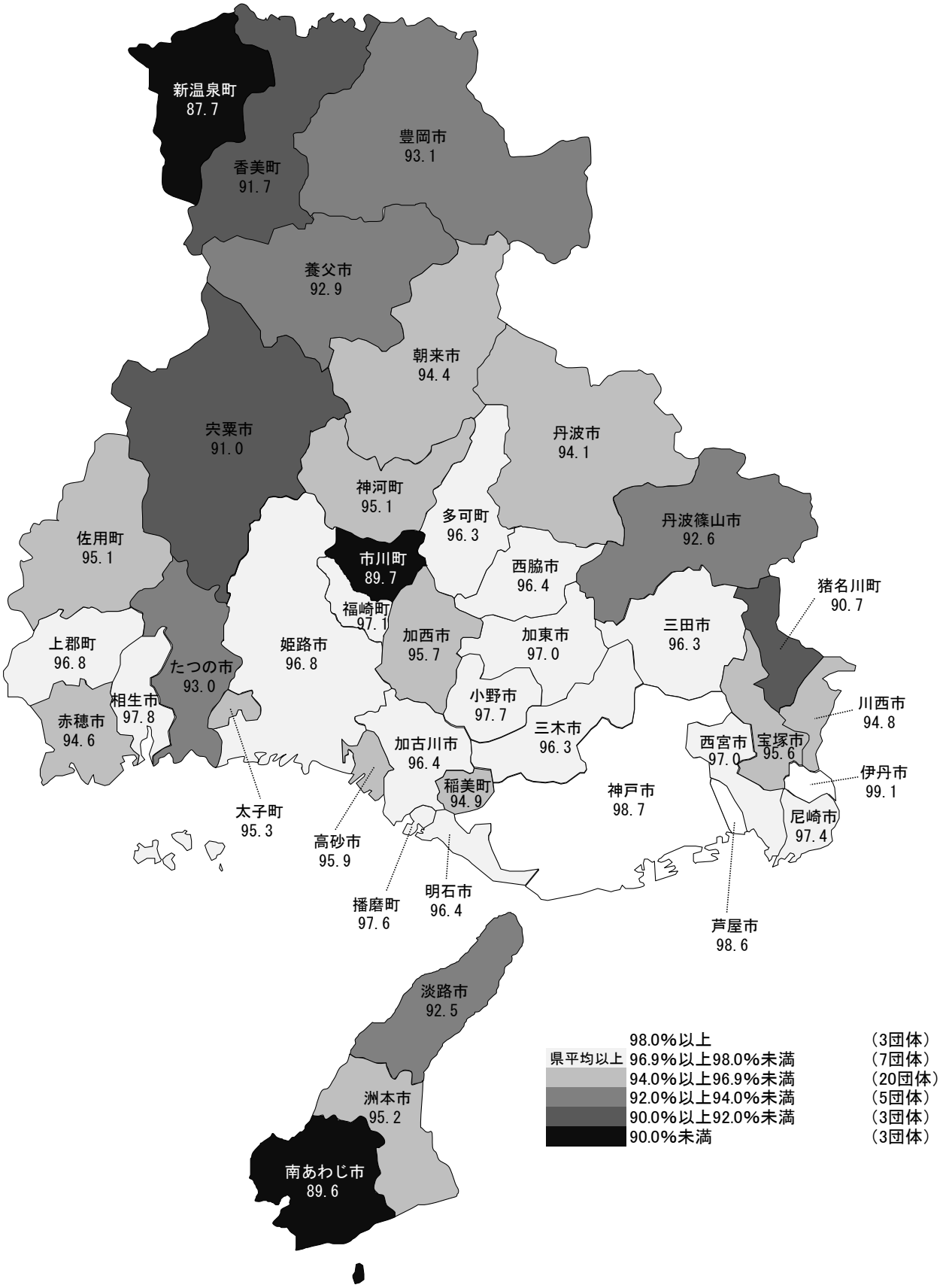

徴収率（固定資産税）の対前年度比較

■前年度から徴収率が減少したのは２団体、増加したのは36団体。
■最も増加したのは西脇市（1.4%）最も減少したのは新温泉町（▲0.7%）

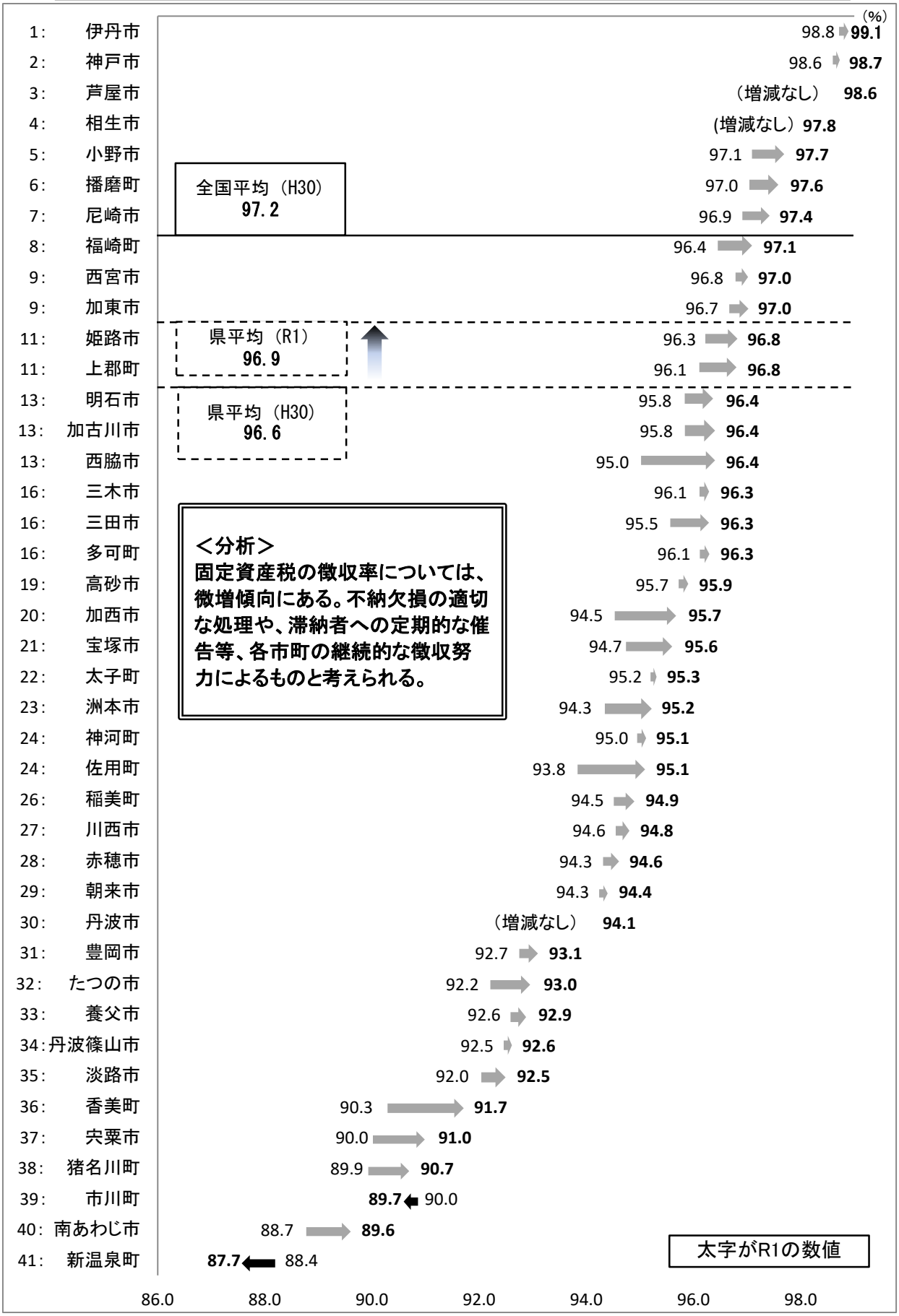

令和元年度兵庫県内各市町の特別徴収実施率の状況

○特別徴収実施率の県平均は87.2%
○特別徴収実施率の最も高い団体は、市では赤穂市（90.6%）、町では佐用町（92.8%）
○特別徴収実施率の最も低い団体は市では南あわじ市（81.5%）、町では香美町（83.9%）

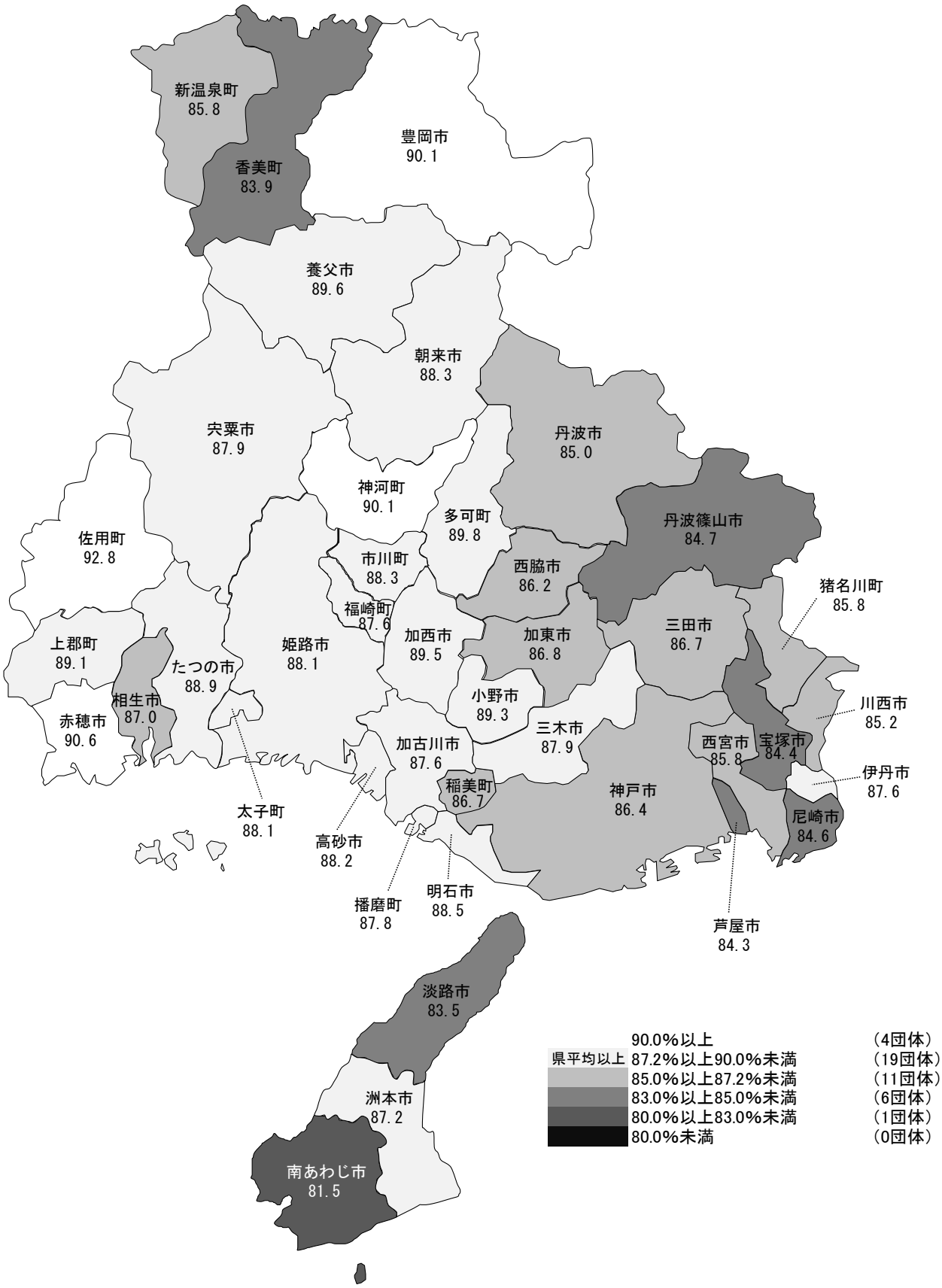

【資料12】

特別徴収実施率の対前年度比較

■前年度からの比率は36団体で増加した。
■最も増加したのは養父市（1.4%）。

＜分析＞
個人住民税の特別徴収実施率については、微増傾向にあり、全国平均を大幅に上回っている。特別徴収の一斉指定を行った平成30年度ほどの伸びはないが、今年度についても増加傾向が続いている。

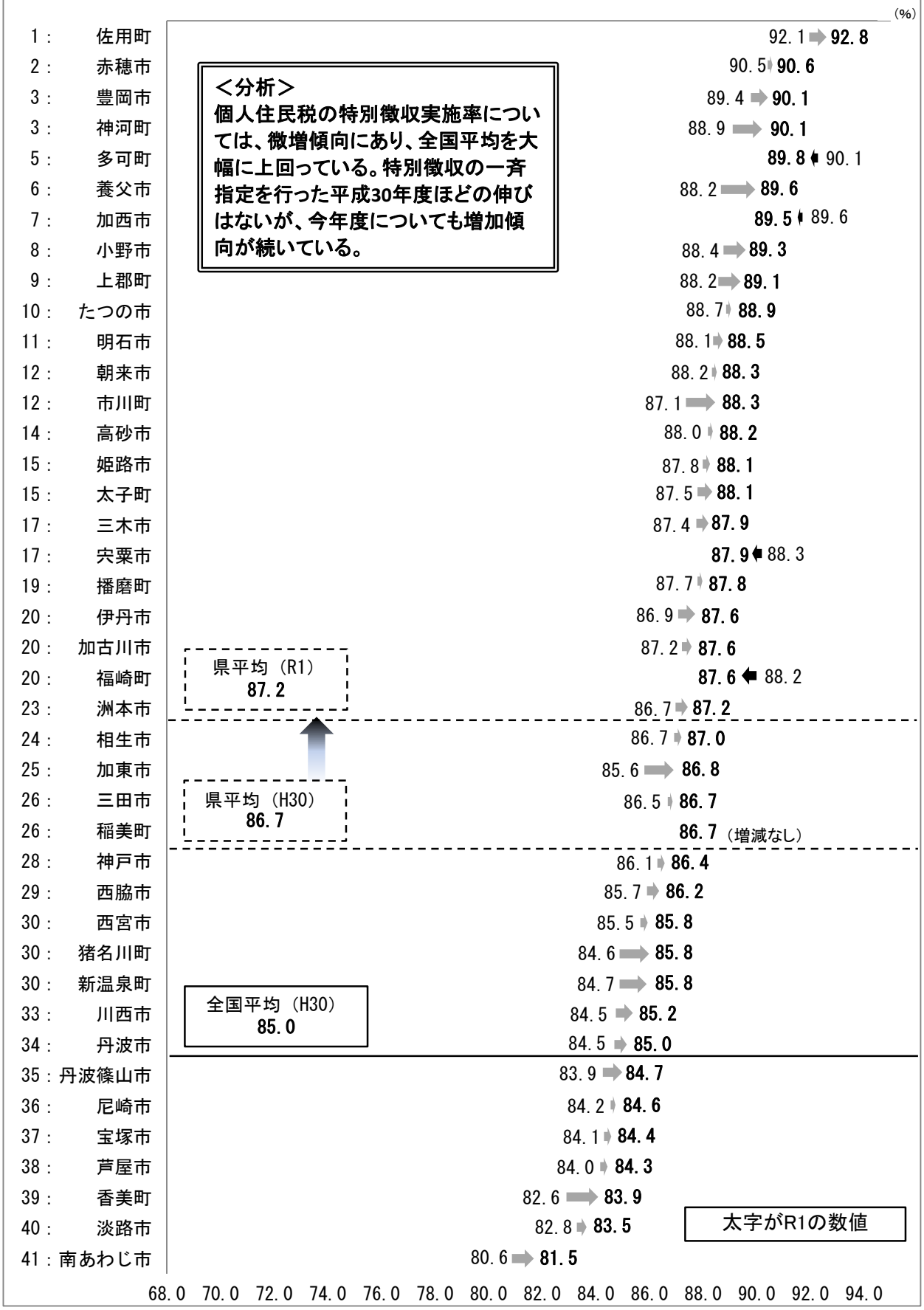

※特別徴収実施率＝給与所得者のうちの特別徴収で納付している人数／給与所得者の納税義務者数

令和2年兵庫県内各市町のラスパイレス指数の状況（R2.4.1）

○ラスパイレス指数※が100.0以上の団体は、西宮市（101.4）、姫路市（101.3）など10市町。
○ラスパイレス指数が100.0未満の団体は香美町（94.3）など31市町。

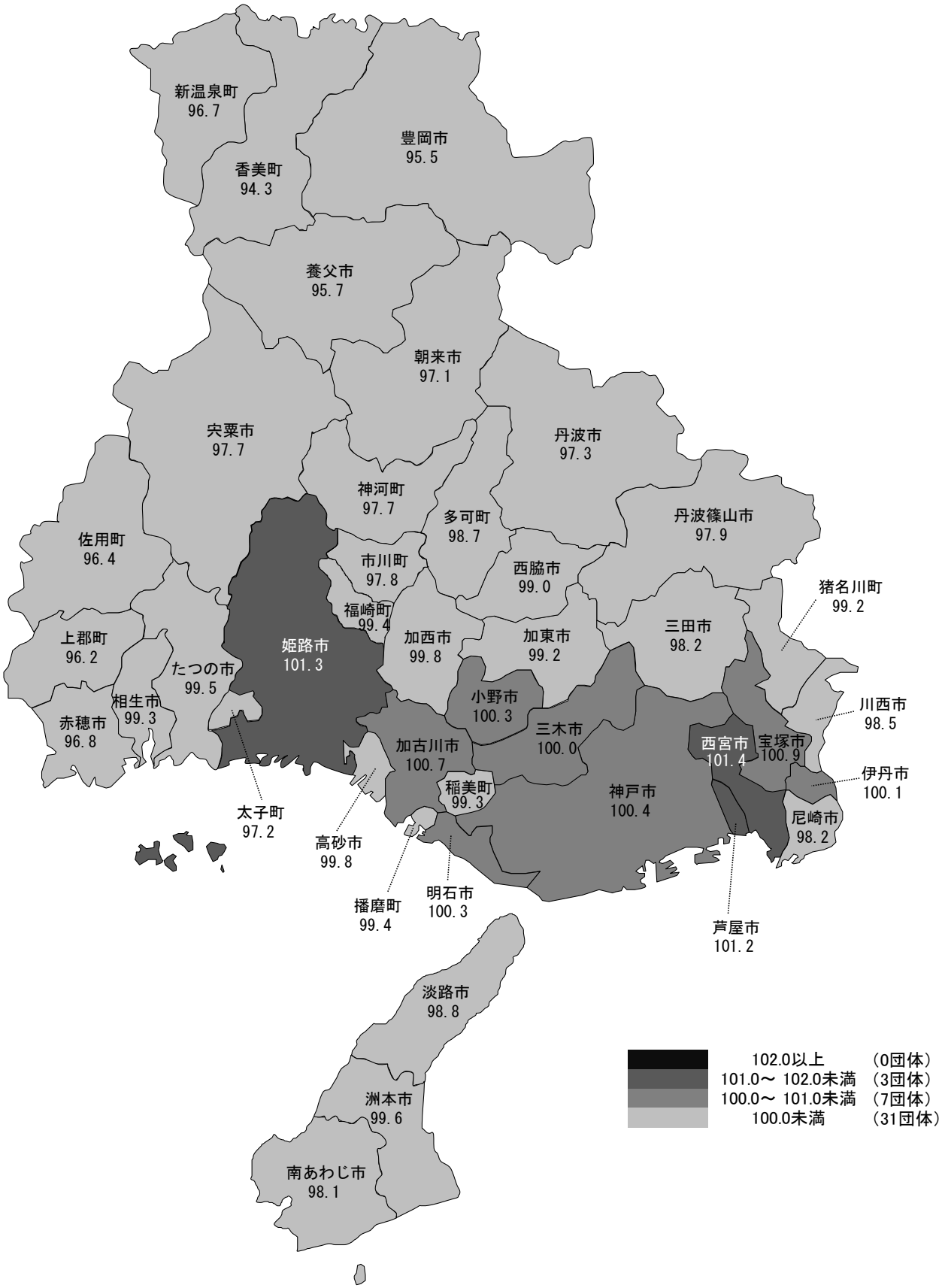

※ ラスパイレス指数 ： 国家公務員一般行政職の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準
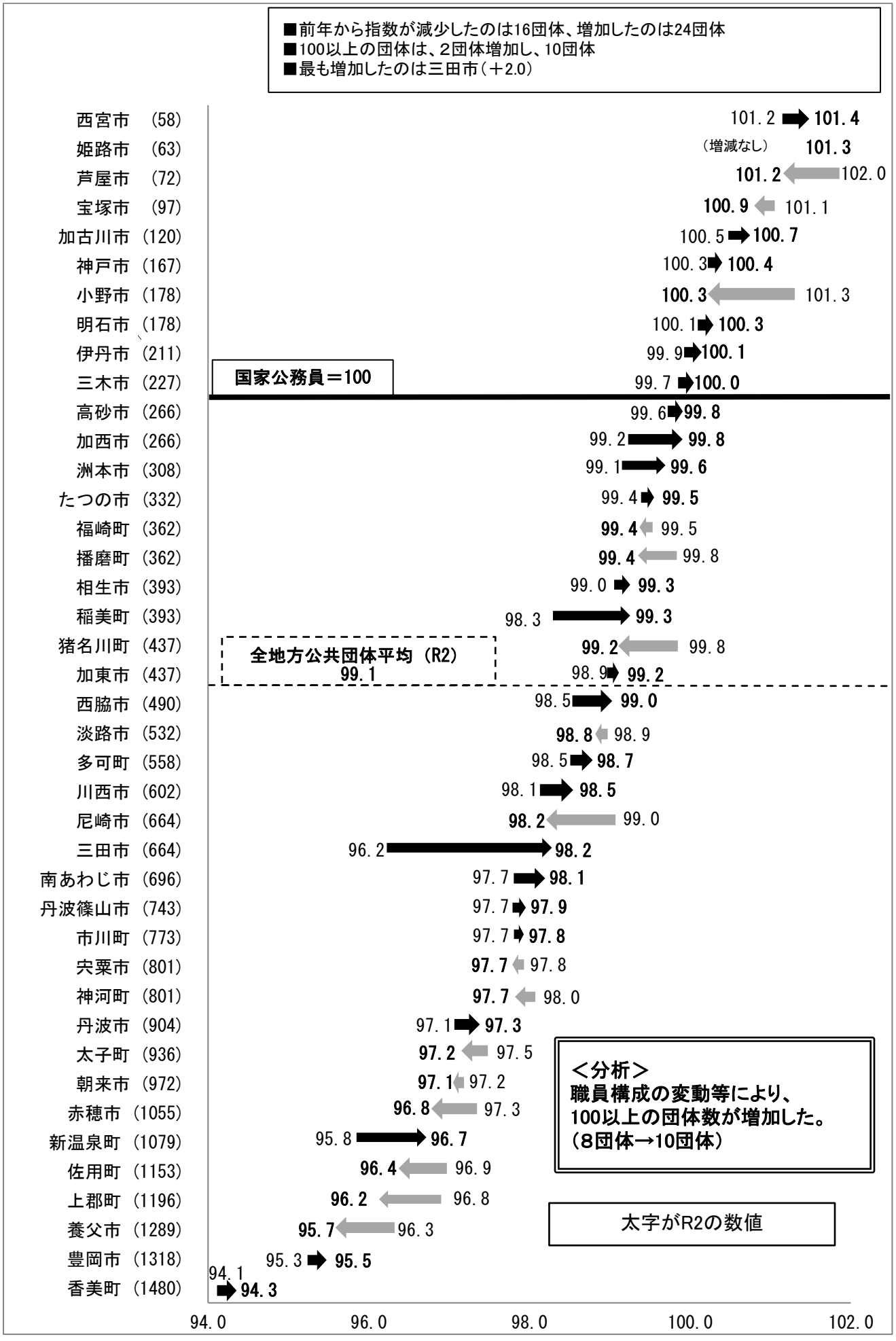
令和2年ラスパイレス指数の対前年比較